



鈴鹿Mini-Moto4時間耐久ロードレース

鈴鹿 Mini-Moto 4 時間耐久ロードレース

大会の手引き

レース開催日：2022年10月23日
〈MFJ 承認・ミニロードレース〉

鈴鹿 Mini-Moto 4 時間耐久ロードレース概要

鈴鹿 Mini-Moto 4 時間耐久ロードレースは、「自分の愛車でレースをしたいがミニバイクのため大きいコースでの開催がない」「とにかく一度レースに出てみたい」「鈴鹿で耐久レースがしたい」そんなライダーの皆さんに気軽に参加していただけるイベントです。

鈴鹿 8 時間耐久ロードレースと同じ舞台、1 周 5.821km の鈴鹿サーキットレーシングコースで、本格的なレースフォーマットで行います。

スタートはもちろんル・マン式で、まさに“鈴鹿の耐久レース”にあなたのミニバイクで参加できます。

初めて参加する方は Mini-Moto 合同走行会に参加し、ライセンス取得からサーキット走行について講習を受ければ誰でも 2022 年の Mini-Moto に参加できます。また、初めてレースに参加する方のために本規則書では要所にチェックリストや解説を入れ込みました。★マークが目印です。「とりあえず何をすればいいのかわからない」「最低限必要なことは？」「規則を読んだが結局どういうことかよくわからない」という場合にぜひご活用ください。

準備物から決勝までの順を追って手引きを記載しています。

ご家族やご友人とお誘い合わせの上、鈴鹿の“参加できる耐久レース”にぜひご参加ください。

2021→2022 の主な規則変更点

【主な変更点】

- 書面による参加申込時に必要となる用紙手数料を 1,100 円から 2,200 円(税込)に変更いたします。
- WEB エントリーシステムを<モタスポ.net>にて運用いたします。合同走行会もこちらで運用とします。
- 決済方法が変更となります。
2021 年までは申込期間終了後に一斉でお支払いのご案内を送信しておりましたが、参加申込時に決済いただく形に変更となります。
(※クレジット決済またはコンビニ決済となります。コンビニ決済はお申込みから 7 日以内の決済期間となります。)
- 未成年者の承諾書・誓約書提出（親権者の実印捺印）、印鑑登録証明書の提出について
2022 年 4 月 1 日に施行される民法改正により、未成年者の扱いを以下の通り変更いたします。
2022 年 3 月 31 日まで：20 歳未満
2022 年 4 月 1 日以降：18 歳未満
- 選手受付にて MFJ メディカルパスポートの提示(携帯の確認)が義務化となりました。
(2022 国内競技規則 第 3 章 32-4 メディカルパスポート)

※変更点は太文字下線にて記載しております。

【予告】

- 2023 年以降については本特別規則書の製本及び配布は行いません、WEB よりご確認ください。

皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈車両・ライダー・装備品の準備〉



〈ライセンス取得、走行会参加〉



〈WEB エントリー〉



〈選手受付〉



〈公式車両検査〉



〈ブリーフィング〉



〈公式予選〉



〈決勝〉



〈表彰〉

鈴鹿 Mini-Moto 4 時間耐久ロードレース 大会の手引き 目次

第 1 章	総則	P.5
第 2 章	参加の手引き(参加車両/装備品/ライセンス/エントリー)	P.6
第 3 章	選手受付	P.12
第 4 章	参加者の遵守事項	P.14
第 5 章	ライダー・ピットクルー・車両の登録と変更	P.16
第 6 章	公式車両検査	P.18
第 7 章	ブリーフィング	P.19
第 8 章	公式予選	P.20
第 9 章	スタート	P.21
第 1 0 章	走行中の遵守事項	P.23
第 1 1 章	決勝中のピットストップ	P.29
第 1 2 章	レース中の競技車両修理とピット作業	P.30
第 1 3 章	競技の中断	P.33
第 1 4 章	レース終了と順位の決定	P.35
第 1 5 章	レースの延期および中止	P.38
第 1 6 章	賞典	P.39
第 1 7 章	主催者の権限	P.39
第 1 8 章	損害の補償・大会役員の責任	P.39
第 1 9 章	本特別規則の適用と補足	P.40
第 2 0 章	競技車両規則	P.41

第 1 章 総則

1.競技会の名称

鈴鹿 Mini-Moto4 時間耐久ロードレース(MFJ 承認・ミニロードレース)

2.主催者

ホンダモビリティランド株式会社

3.開催場所

鈴鹿サーキット (三重県鈴鹿市稲生町 7992)

鈴鹿サーキット レーシングコース(5.821km)〈時計回り〉

4.開催日

2022 年 10 月 23 日 (日)

Mini-Moto 4 時間耐久ロードレース	
10 月 21 日 (金)	特別スポーツ走行
10 月 22 日 (土)	選手受付/公式車検
10 月 23 日 (日)	選手受付/公式車検/公式予選/フリー走行/決勝/表彰式

第2章 参加の手引き

1.参加者の資格

- ・参加競技車両 1 台につき 2～4 名のライダーを登録してください。
 - ・有効な MFJ ライセンス(国際・国内・フレッシュマン・ジュニアのいずれか)が必要です。
- ※Rider BLUE は MFJ 国内ライセンス・フレッシュマンライセンス・またはジュニアライセンスの保持者が務めてください。

★国際ライセンスのライダーは Rider BLUE に登録ができません。
公式予選は、Rider BLUE の計時予選走行タイムで競われます。
Rider BLUE が、負傷等のやむを得ない理由で欠場するときは、
すでに登録しているライダーの中から国際ライセンス以外のライダーを指定して、
変更手続きを行ってください。

- ・鈴鹿サーキットレーシングコースにて、「合同走行会 1 回以上参加」もしくは「レース当該週金曜日の特別スポーツ走行に参加」を満たすことができないライダーは大会への参加が認められません。
- ・当該週特別スポーツ走行時にはライセンス講習は行いませんので、初参加の方は事前の合同走行会へご参加ください。

2022 年の開催日程と詳細は“2022 みにもと通信”にてお知らせいたします。

【2022 みにもと通信 登録フォーム】

<https://mls.mobilityland.co.jp/form/InquiryInformation.aspx?formNo=pnX3a7Lz0eU%3d>



- ・参加出場するライダーおよびピットクルーは、もてぎ・鈴鹿共済会(MS 共済会)に加入してください。
- ピットクルーが MS 共済会員でない場合は、選手受付時に 500 円の暫定加入費を添えてお申し込みください。
- ※SMSC/TRMC-S 会員の方は、必ず会員証を提示ください。
- ここで指す SMSC 会員は、フルコース 2 輪、南コース 2 輪、フルコースライドオンクラブ、ライドオンクラブ、南ミニバイク、TRMC-S ライセンスは、ロードコース 2 輪、北ショートコース 2 輪 になります。

2.参加車両とクラス

★Mini-Moto 4 時間耐久ロードレースに参加できる競技車両は以下の表の通りです。また、競技車両による差が出ないよう順位決定や表彰はクラスごとに行います。
ご自分の競技車両が参加可能か、どのクラスに該当するか確認してください。
参加する競技車両は後述の競技車両規定を満たすことが必要です。

	クラス	参加車両
Mini-Moto	HRC GROM Cup 4	HRC GROM Cup 参加車両 (4 速仕様)
	HRC GROM Cup 5	HRC GROM Cup 参加車両 (5 速仕様)
	KSR	KAWASAKI KSR110/KSR PRO
	HOPPER	TIGER HOPPER125/DEMON HOPPER (SE 含む)
	ST GROM/ Z125-	Honda GROM/ KAWASAKI Z125 Pro
	APE100&XR100Motard-	Honda APE100/XR100Motard

3. 装備品

★競技車両同様ライダーの装備品にも規則があります。
下記のものをご準備ください。
公式車検ではライダーの装備品も検査を受けます。

① ヘルメット

MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-1 に基づきます。

⇒★MFJ 公認マークの入ったヘルメットを準備しましょう。

※ライダー各自で 2022 MFJ 国内競技規則書に記載の MFJ 公認ヘルメット

および MFJ ホームページ 公認部品・用品(下記 URL 参照)

<https://www.mfj.or.jp/authorized/>

をご確認のうえ、大会当日の公式車検に持ち込んでください。

② ヘルメットリムーバー

転倒時の迅速なレスキュー活動ならびに身体への影響軽減の為、ライダーはヘルメットをスムーズに脱がすことを目的としたヘルメットリムーバーを着用してください。

③ ブーツ・グローブ

皮革もしくは皮革と同等の素材(MFJ の承認を得たもの)であり、フックなどが外部に突出していないものでなければなりません。

④ レーシングスーツ

皮革もしくは皮革と同等な素材(MFJ の承認を得たもの)であり、下記 MFJ 公認レーシングスーツ認証マークが貼付されていなければなりません。

⑤ 脊柱プロテクション

2022 MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-8 に基づき、CE 規格「EN1621-2 (Level1 または Level2)」適合品を使用すること。

⑥ チェストガード

2022 MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-9 に基づき、CE 規格「EN1621-3 (Level1 または Level2)」適合品を使用すること。

⑦ エアバッグ式プロテクション

鈴鹿サーキットでは、転倒時のライダーの安全確保を目的にエアバッグベスト、ならびにエアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨します。

以下のいずれかに該当する方は、エアバッグ装着が義務付けとなります。

※満 22 歳以下、Mini-Moto 限定ライセンス、南 2 輪ライセンス、南ミニバイクライセンス、TRMC-S もてぎ北ショートコース 2 輪ライセンス、MS 共済会暫定会員

こちらに該当する方でエアバッグを装着していない参加者は、いかなる場合も出走できません。

【予告】

エアバッグ式プロテクションについて

エアバッグ式プロテクションの着用をさらに推進するため、2023 年は 55 歳以上を義務対象へ追加し、2025 年は全ライダー義務化といたします。

《装備品チェックリスト》

☐ ヘルメット

MFJ 公認マークが貼付けられた MFJ 公認ヘルメット

☐ ヘルメットリムーバー

☐ ブーツ・グローブ

皮革もしくは同等の素材でフックなどの露出がないもの

☐ レーシングスーツ

皮革もしくは同等の素材で MFJ 公認レーシングスーツ認証マークのあるもの

☐ 脊柱プロテクション

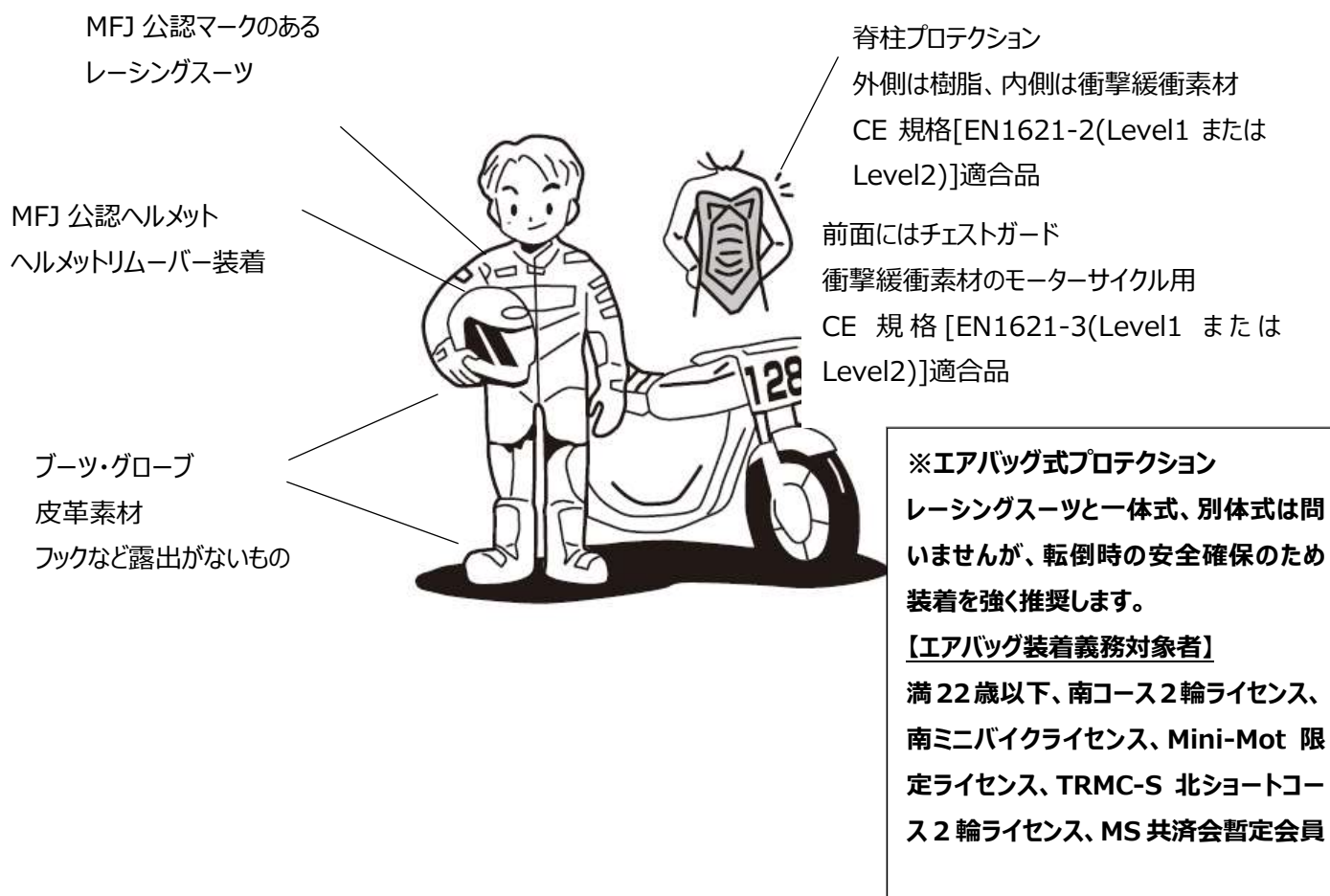
2022 MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-8 に基づき、
CE 規格「EN1621-2(Level1 または Level2)」適合品を使用すること。

☐ チェストガード

2022 MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-9 に基づき、
CE 規格「EN1621-3(Level1 または Level2)」適合品を使用すること。

☐ エアバッグ式プロテクション

満 22 歳以下、Mini-Moto 限定ライセンス、南 2 輪ライセンス、南ミニバイクライセンス、TRMC-S 北ショートコース 2 輪ライセンス、MS 共済会暫定会員のいずれかに該当する方は装着を義務付けています。



4.ライセンスと走行会

- ★参加ライダーはライセンスが必要です。
- ・MFJ ライセンス(エンジョイライセンスは不可)
 - ・SMSC/TRMC-S または Mini-Moto 限定ライセンスを取得しましょう。
- ★SMSC/TRMC-S ライセンスとは鈴鹿サーキット
またはモビリティリゾートもてぎの走行をするために必要なライセンスです。
Mini-Moto 4 時間耐久ロードレースは必須ではありませんが、
お持ちでない方は MS 共済会への加入が必要となり、
MS 共済会暫定加入費(保険料)の支払いが発生しますので取得を推奨します。
(Mini-Moto 限定ライセンスは共済会会費を含みます)

区分	Mini-Moto 限定	Mini-Moto 限定 + Plus
ライセンス 適用範囲	・2022 鈴鹿 Mini-Moto 合同走行会 ・2022 鈴鹿 Mini-Moto4 時間耐久ロードレース ※開催当該週の特別スポーツ走行を含む	・2022 鈴鹿 Mini-Moto 合同走行会 ・2022 鈴鹿 Mini-Moto4 時間耐久ロードレース ※開催当該週の特別スポーツ走行を含む
MS 共済会 適用範囲	・2022 鈴鹿 Mini-Moto 合同走行会 ・2022 鈴鹿 Mini-Moto4 時間耐久ロードレース ※開催当該週の特別スポーツ走行を含む	・2022 鈴鹿 Mini-Moto 合同走行会 ・2022 鈴鹿 Mini-Moto4 時間耐久ロードレース ※開催当該週の特別スポーツ走行を含む 【モビリティリゾートもてぎ開催】 ・Moto ミニ 3 Hours ・4 ストミニバイク走行会 ・2022 ライディングスポーツカップ - もてぎショートコース選手権
登録料	2,200 円	
会費	10,000 円	
年会費	5,300 円	8,500 円
合計	17,500 円	20,700 円

- ★鈴鹿サーキットレーシングコースで、Mini-Moto 合同走行会に参加しましょう。
2022Mini-Moto 合同走行会の日程については“2022 年みにもと通信”にてご案内いたします。
走行会ではライディングアドバイザーを招き、基本的なルールから安全にレースを楽しむために注意すべきポイントをメインにレクチャーしていただきます。

5.WEB エントリー

★Mini-Moto 4 時間耐久ロードレースは WEB エントリーを行います。
以下の URL、二次元コードからお申し込みください。

参加申し込み受付期間

2022 年 9/2 (金) ~ 9/15(木)

※申込は原則 WEB 申込とし、用紙にて申し込む場合は事務手数料として **2,200 円(税込)**をお支払いください。

また、エントリー期間を過ぎての申込については、事務局が認めた場合のみこれを受理しますが、追加料金として **3,300 円(税込)**をお支払いください。

(2)エントリー

【エントリーシステム】 [モタスポ.net](https://www.ms-event.net)

【エントリー用 URL】<https://www.ms-event.net/szkweb/>

【二次元コード】



【告知】2023 年からの申込方法は WEB 申込のみとします。

(3)参加定員

★参加定員は設けません。ただし、一度にレースができる車両数の上限を 140 台に設定しているため、140 台を超えるエントリーがあった場合は公式予選で 140 台を決定します。

(4)参加料

	参加料	MS 共済会会費
2 名	31,000 円	非会員 1 人につき 左記料金に 7,000 円追加
3 名	31,000 円	
4 名	40,500 円	

※SMSC/TRMC-S ライセンスをお持ちの方は MS 共済会会費の支払いは不要です。

エアバッグ装着(ライダー 1 名につき)	スポーツ走行金券 2,000 円
----------------------	------------------

※スポーツ走行金券の配布は選手受付時に車両仕様書と照合の上、配布を行います。

(5)エントリーフォーム記入

★参加車両 1 台につきライダー 4 名まで(最低 2 人)とピットクルー 5 名まで(最低 1 人)を登録できます。まずは一緒に出場するメンバーを集めましょう。
また、同一ライダーを複数チームに登録することはできません。
自分のチームのライダーを決めてください。

※国際ライセンスライダーは 1 チームに 1 名までの登録となります。また、Rider BLUE に国際ライセンスのライダーを登録することもできません。

★参加が受理されると大会事務局より郵送にて参加受理書が送付されます。
 申し込み後のキャンセル料については以下の通りです。
 ※なお主催者はスポーツマンとしての態度を保てない参加者に対し参加を拒否することができます。参加を拒否された場合参加料が返金されますが、事務手数料が差し引かれます。

エントリー期間内 (9/2～9/15)	なし
エントリー終了～大会 2 週間前の日曜日 (9/16～10/9)	2,200 円
大会 2 週間前の月曜日～(10/10～)	全額

(7)燃料規定

★鈴鹿サーキット内で販売される燃料をご使用ください。
 ただし、異なる銘柄のガソリンを混ぜて使用することはできません。
 供給時間・性状表は公式通知にて公示しますので、必ずご確認ください。
 ガソリン購入後は、ガソリン購入証明ステッカーをもらってください。
 車検時に必要となります。

第3章 選手受付

1. 選手受付

★WEBでのエントリー後、大会期間に入ると決められた時間に受付を済ませる必要があります。
タイムスケジュールで受付時間を確認し、以下の物を揃えて受付会場へお越しください。

《選手受付持参物チェックリスト》

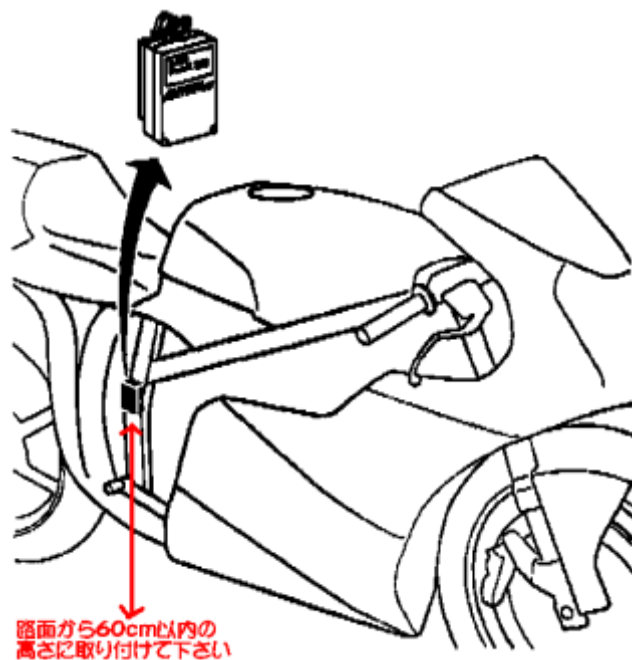
- ☐ 参加受理書
- ☐ 車両仕様書
- ☐ **装備品申告書**
- ☐ ライダー全員分の MFJ ライセンス
- ☐ ピットクルー全員分の MFJ ライセンス(お持ちの方のみ)
- ☐ ライダー・ピットクルー全員分の SMSC/TRMC-S ライセンス(お持ちの方のみ)
- ☐ 誓約書・承諾書(署名、捺印あり ※シャチハタ・スタンプ・拇印は不可
ライダーが未成年の場合は必ず親権者の署名と実印、
印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)も持参してください。
- ☐ **MFJ メディカルパスポート (ライダー全員分)**
選手受付にて提示が義務となりました。
MFJ ホームページ内、各種申請書ページからダウンロードください。
- ☐ 変更・追加申請書(申込時から変更がある場合)
- ☐ その他各種申請書類 (カメラ申請、発電機など)

★SMSC/TRMC-S ライセンスがない場合
「もてぎ・鈴鹿共済会(MS 共済会)」へ暫定加入していただきます。
暫定加入費はライダー7,000 円/1 人、ピットクルー500 円/1 人です。
ライセンスは必ず現物をご提示ください。
ライセンスおよび書類を提示・提出できない場合は大会への参加が認められません。
もてぎ・鈴鹿共済会の詳細については巻末に記載しています。

2.自動計測機(トランスポンダー)

- (1)参加者は、主催者が用意する貸し出し用トランスポンダー、またはMYLAPS 製マイポンドーを装着して走行してください。未装着での走行は罰則（タイム抹消など）が科される場合があります。
- (2)参加者は、使用するマイポンドーが走行中、常に計測できる状態に機能させる責任があります。マイポンドーに不具合が生じた場合は、改善するか主催者の用意するレンタル用のトランスポンダーを取り付けなければ参加が認められません。
- (3)参加者のマイポンドーは、他の参加者と共有することはできません。
- (4)貸し出し用トランスポンダーは貸し出しから返却までの期間、参加者に管理の責任があります。
- (5)貸し出し用トランスポンダーは、レース終了後速やかにコントロールタワー2 階の大会事務局へ返却してください。
- (6)貸し出し用トランスポンダーを使用中に破損もしくは紛失した場合は、理由の如何を問わず 1 個につき **55,000 円（税込）**が請求されます。
- (7)貸し出し用トランスポンダーとマイポンドーを同時に取り付けての使用は禁止とします。

《トランスポンダー取り付け位置》



※取り付け位置、方法によってはタイム計測ができない場合があるのでご注意ください。

第4章 参加者の遵守事項

1. クレデンシャル(パス)とパドックの使用

- (1) 参加者の移動用車両は大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行ができません。
- (2) 移動用車両は、各クラスに指定されたピット・パドック搬入出時間のみパドック内の通行が許可されます。
- (3) パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識により示されます。
- (4) 大会期間中 A パドックは完全指定駐車エリアとし、1 エントリーあたり 1 台分の駐車枠が割り当てられます。(エントリー台数が A パドック駐車枠数を超える場合は、E パドック B パドックを指定駐車エリアとして割り当てられます)
- (5) 指定駐車枠は、横 3m 縦 6m 未満の車両のみ駐車することができます。
これを超える大きさの車両は、E パドックもしくは C パドックに駐車してください。
- (6) 参加者はピットの占有・パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)を禁止されます。場所取りの撤去に応じない場合、罰則を科す場合があります。
- (7) 参加者は車両の駐車にあたって、緊急車両の通行の妨げにならないよう、最大限注意を払ってください。また指定されたエリア以外に駐車してはなりません。以上に反した場合、車両の撤去を行う場合があります。
- (8) 参加者は、交付されたクレデンシャルを競技会期間中確認しやすい位置に装着してください。
- (9) 参加者は、交付されたクレデンシャルや車両通行証を他に貸与、転用してはなりません。
- (10) 参加者は、クレデンシャル・車両通行証を紛失または破損した際、事務局に手続きをとり、再交付を受けてください。
再交付手数料として 5,000 円が必要となります。再交付後、紛失したクレデンシャル・車両通行証などが見つかったも、再交付手数料は返還されません。
- (11) クレデンシャルの偽造を発見された場合は、その理由の如何を問わず失格となります。
また、その後 2 年間の出場が拒否されます。

2. ピットの使用

- (1) 使用ピットは、大会事務局によって割り当てられます。
- (2) 大会期間中、～(1)により割り当てられたピットは施設の不備等、やむをえない理由により事前に大会事務局の許可を得た場合を除き変更することはできない。大会事務局の許可なく変更すると罰則を科す場合があります。
- (3) レーシングコース側のピットのシャッターは、公式セッション(公式予選・フリー走行・決勝レース)中は開けてください。
- (4) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないでください。また使用後は清掃を行ってください。
- (5) ピットシャッターの、鍵の貸し出しは行いません。

3. 参加者の遵守事項

- (1) すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保ってください。
- (2) すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従ってください。
- (3) ピットレーン及びプラットホームに立ち入る場合、ゾウリ、スリッパ、サンダル等安全性が低い履物の着用は禁止されます。また、競技役員が危険と判断した場合は指導します。
- (4) 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒したりしてはならず、許された場所以外で喫煙してはなりません。
- (5) 参加者は、主催者や競技役員・大会後援者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはなりません。
- (6) 競技参加者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持ってください。
- (7) 参加者の遵守事項違反の判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格となります。

4.負傷時の医務室受診義務

(1)負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けてください。

★受診していない場合は、MS 共済会の適用から除外されます。

(2)以下の病院を鈴鹿サーキット指定病院とします。

■指定病院リスト

①第 1 受入病院

病院名	鈴鹿中央総合病院
住所	鈴鹿市安塚町山之花 1 275-53
電話番号	059-382-1311
専門科目	一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科 他
陸路所要時間	10 分

②第 2 受入病院

病院名	鈴鹿回生病院
住所	鈴鹿市国府町 112-1
電話番号	059-375-1212
専門科目	一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科 他
陸路所要時間	10 分

③第 3 受入病院

病院名	三重県立総合医療センター
住所	四日市市大字日永 5450-132
電話番号	059-345-2321
専門科目	一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科・ 救命救急センター 他
陸路所要時間	25 分

第5章 ライダー・ピットクルー・車両の登録と変更

《各種変更まとめ》

★ライダーの変更⇒ライダー欠場を伴う新規ライダーの追加
ライダーの追加⇒ライダー欠場を伴わない新規ライダーの追加

項目	申請期限	変更手数料
Rider BLUE 変更	10月9日(日)	1,100 円
Rider BLUE 以外の追加・変更	10月22日(土)17時00分	1,100 円
ピットクルー変更(追加は不可)	選手受付時	1,100 円
競技車両	公式車両検査	5,000 円
マーキング部品	公式予選終了後 1 時間以内	10,000 円
ライダー全員と競技車両	変更不可	—

1.ライダーの変更・追加

(1)参加者は、各ライダー変更・追加、登録順の変更を希望する場合、以下の手続きを経て申請を行うことができます。

変更・追加申請書と変更・追加手数料申請書 1 枚につき **1,100 円(税込)**を添えて大会事務局に申し出てください。参加料が変わる場合には、上記手数料 + 差額が必要となります。

変更・追加の申請期間は以下の表を参照に、詳細な時間・場所はタイムテーブルを確認してください。

申請期間	申請内容	申請先
9月16日(金) ～10月9日(日)	Rider BLUE を含む ライダー変更・追加	大会事務局
10月10日(月) ～10月22日(土) 17:00	Rider BLUE 以外の ライダー変更・追加	選手受付会場

※変更・追加内容は公式プログラムへの反映が保障されません。

※変更・追加を希望する場合で、選手受付会場にライダーが来られない時は事前に大会事務局へ申し出てください。

(2)ライダーの欠場によるライダー構成変更の場合でも、1 チームに 2 名以上の国際ライセンスライダーを登録することはできません。また国際ライセンスライダーが Rider BLUE を務めることはできません。

(3)ライダー変更は、正式なライダー変更申請書にて申請してください。

電話等の口頭連絡やメール、自作の申請書等、正式な手続きを経ていないライダー変更は全て無効とします。

(4)参加受付終了後～決勝レース終了まで負傷による欠場も含めてチームのライダー構成が 1 名となることは認められません。ライダー構成が 1 名となった時点で自動的にリタイアとなります。

(5)ライダー変更に関する注意点は以下の通りです。

①ライダーを変更する場合、欠場するライダーと入れ替わりとなります。

②Rider BLUE は、新規のライダーと入れ替えることはできません。

③Rider BLUE が申請期間を過ぎてからやむを得ず欠場する場合、すでに登録しているライダーの中から国際ライセンスではない 1 名を Rider BLUE に指定し、変更手続きを行ってください。

2.ピットクルー

(1)1 チームに対して 1～5 名のピットクルーを登録することができます。(最低 1 名必要です)

この登録されたピットクルーは、ピットレーン・プラットホーム(サインボードエリア)・グリッドに入場でき、

作業を行うことができます。ただしプラットホームに入場できるのはプラットホーム入場可能パスを所持した最大 2 名のピットクルーとします。入場可能なパスの発行は最大 2 枚とします。

同一チームで 2 台以上エントリーしている場合など、複数チームにまたがって作業するピットクルーは、作業を行うチームのエントリー用紙それぞれにピットクルーとして登録されていなければなりません。

このような重複登録は認められますが、各チームのピットクルー登録人数は重複登録者を含め最大 5 名とします。

未登録、他チーム登録のピットクルーは作業ができません。

- (2) (1)で登録されたピットクルー以外に 5 名分のゲストパスを発行しますが、レッドラインよりピットレーン側への入場はできません。(ピットレーン内のエリアについては後に図を掲載しています)

ピットクルーの重複登録を行った場合のクレデンシャル発行枚数も 1 人当たり 1 枚の発行とします。

(重複登録しても 2 枚のクレデンシャルは発行されません。)

例：【チーム①登録ピットクルー】	【チーム②登録ピットクルー】
1 人目 A (燃料補給要員)	※1 人目 A (燃料補給要員)
2 人目 B (消火器待機要員)	※2 人目 B (消火器待機要員)
3 人目 C	3 人目 F
4 人目 D	4 人目 G
5 人目 E	5 人目 H
※ピットクルー-A と B がチーム①とチーム②に重複して登録されるため、2 チームでまったく別のピットクルーを登録であれば、合計 10 名までピットクルー登録を行うことができますが、この場合は合計 8 名の登録となります。(クレデンシャルは 8 枚)	

- (3)登録されたピットクルーは、MFJ ピットクルーライセンスを所持していることが望ましい。

- (4)登録されているライダーは、他チームであってもピットクルーとして登録することはできません。

- (5)登録したピットクルーは、選手受付時に変更・取消ができますが、申請人数より追加はできませんので、予め 5 名登録することを推奨します。また、変更の際は**変更手数料 1,100 円**が必要となります。

- (6)16 歳未満のピットクルーの登録は認められません。

3. 競技車両変更・マーキング部品の変更

登録した競技車両・マーキング部品(エンジン・フレーム)の変更は、やむを得ない場合のみ認められます。ただし、クラス変更になるような競技車両変更は認められません。

- (1)公式車両検査終了までに登録済の競技車両を変更する必要がある場合は、規定の書式に従って競技車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、競技車両の変更が認められます。(ただし競技車両検査を受けてください)

- (2)競技車両変更の際は、競技車両変更申請書に競技車両変更手数料 5,000 円を添付してください。

- (3)公式車両検査終了後、公式予選・決勝レースに出場する競技車両の変更は禁止されます。

マーキング部品を変更する場合は、規定の書式に従って変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、マーキング部品の変更が認められます。(ただし競技車両検査を受けてください)

- (4)マーキング部品の変更は、マーキング部品変更申請書に変更手数料 10,000 円を添付して行ってください。

1 部品につき 1 枚の変更申請書が必要です。

4. 参加ライダー・車両の全ての変更

ライダー全員と競技車両の両方を変更することは禁止されます。

第6章 公式車両検査

1. 競技車両規定、公式車両検査、ライダーの装備品及び補給用具の検査

- (1) 公式車両検査はパドック内の車検場(ピットビル最終コーナー側)にて行われます。競技車両は公式通知のタイムテーブルに示された時間内に必ず公式車検を受けてください。
- (2) 装備品検査もタイムテーブルに示された場所と時間に行われます。登録されたライダー全員分の装備品は車検オフィシャルの検査を受けなければなりません。その際、装備品チェックリストを提出してください。
- (3) ライダーは、公式車両検査受付において、装備品一式およびガソリン購入証明ステッカー貼付済みの競技車両仕様書を提出してください。
- (4) 競技車両は、公式車両検査を受ける際にアンダーカウルを外した形で車検場に持ち込まなければなりません。その際、外したアンダーカウルも持参してください。
- (5) 公式車両検査において規則または安全上出場が不適当と判断された競技車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否されます。
- (6) 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車両検査の時間外であっても随時参加者に競技車両検査を行う権限を持ちます。この検査に応じない参加者に対しては、罰則が科されます。
- (7) 公式車両検査において、競技車両の音量測定および燃料タンクの容量チェックを行う場合があります。測定の日時・場所は公式通知に示されます。
- (8) 競技監督は必要に応じて随時、音量の測定をすることができます。使用する競技車両は1エントリーにつき1台とします。予備の競技車両(スペアマシン)の使用は禁止します。
- (9) 車載カメラの装着を希望する参加者は下記項目に同意の上、エントリー時に申請してください。

申請はWEBエントリーフォームまたは用紙内にあるチェック欄にて必ず行ってください。

申請のない場合、車載カメラを搭載することが出来ません。

<カメラ搭載誓約文>

車載カメラを使用する場合、以下の内容を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。

・撮影した映像音声を以下の①～⑤の目的・内容でしない事。

①個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用

②広告宣伝活動等

③レース競技判定等

④撮影した動画・画像を用いて、他の競技者を批判する行為

⑤動画共有サイト(YouTube など)やSNS(Facebook など)への掲載

・車載カメラを競技車両の室内に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受ける事。

車検員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正する事。

修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外す事。

・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任は問わない事。

・上記の誓約に違反した場合は、主催者の課す罰則等に従う事。

車載カメラ使用の申請は、参加申込時に申請してください。また車載カメラを搭載する場合は車載カメラを取り付けた状態で公式車検を受けなければなりません。車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けてください。

《公式車両検査チェックリスト》

- ☐ 公式通知のタイムテーブルで公式車両検査の時間と場所を必ず確認しましょう。
- ☐ 公式車両検査の際、競技車両仕様書・装備品申請書を忘れずに持参しましょう。
(カメラ搭載申請をする場合、エントリー時に第 6 章 (9) の誓約文に同意し、WEB または用紙のチェック欄にて申請してください。)
- ☐ 公式車両検査の際、競技車両のアンダーカウルは外して車検場に持ち込みましょう。

第 7 章 ブリーフィング

★参加者は、走行前にブリーフィングの参加が義務付けられます。
ブリーフィングの時間・場所は公式通知のタイムテーブルにて
通達されます。ブリーフィングは 2 種類あります。

①走行前ブリーフィング

合同走行会および 10 月 21 日(金)の特別スポーツ走行(有料)に出走するライダーは、このブリーフィングを受ける義務があります。

走行券を持参しブリーフィングルーム入口にて出席確認、ブリーフィング参加証明印をもらってください。

そちらの走行券を精算所(ピットビル 1 コーナー側 パドックインフォメーション)へ持参し、精算をしてください。

ブリーフィング参加印と精算済印が揃った走行券をコースイン時に提示し、特別スポーツ走行の出走が認められます。

②ライダーズブリーフィング

全てのライダーに参加の義務があります。走行前ブリーフィングに参加していても、ライダーズブリーフィングに参加しなければなりません。(ブリーフィング内容が異なります)

時間までにブリーフィング会場へ集合し、出席確認を行ってください。このブリーフィングの遅刻・欠席には罰則が科せられます。

第8章 公式予選

1.公式予選

- (1)公式予選の日程およびタイムテーブルは、公式通知にて通達されます。
- (2)ライダーは車検オフィシャルによる競技車両のチェックがなされた後、与えられた時間を任意に走行することができます。
与えられた時間内であれば、中断または再スタートできます。
- (3)公式予選義務周回数は定めません。
- (4)予選通過基準ラップタイムは設定しません。
- (5)公式予選は、Rider BLUE のみが走行することができます。決勝スターティンググリッドは Rider BLUE のタイムにより決定されます。
- (6)Rider BLUE のトップタイムが同タイムの場合は、セカンドタイムを比較し順位が決定されます。
セカンドタイムも同タイムの場合はサードタイムの比較で決定します。
- (7)天候により予選が実施されない場合は、抽選を行ってグリッドを決定します。
- (8)公式予選中に赤旗の合図がなされた場合、停止から再開までの時間はロスタイムとして扱われます。また、公式予選の再開は、ピットレーンよりオフィシャルの指示に従ってコースインとします。

2.公式予選終了後の競技車両検査

公式予選終了後に実施する競技車両検査は、ランダムに選出し実施される場合があります。

第9章 スタート

1. スタート

(1) スタート方式はル・マン式とします。

★ル・マン式とは、競技車両をコンクリートウォール前に並べ、ストレートを挟んだ所からライダーが競技車両に駆け寄りスタートする方式です。鈴鹿8時間耐久ロードレースもル・マン式を採用しています。

出走台数を2等分し、前半グループ・後半グループに分ける場合があります。

出走台数が奇数の場合、出走台数を2等分し、小数点以下を切り捨てた台数が前半グループ、以降は後半グループとなります。

ただし、エントリーが70台に満たない場合は、グループ分けを行わず全車一斉スタートとします。

天候、その他の状況によりスタート方法を変更する場合があります。

スタート進行の詳細は、公式予選前ライダーズブリーフィングにて公示されます。

(2) 各ライダーのスタート位置はスターティンググリッド順とします。

(3) スタートライダーは原則としてエントリー時に Rider BLUE として登録したライダーとします。

変更する場合は、公式予選終了後30分以内に大会事務局へ届けてください。スタートライダーの変更をした場合も、腕章は予選時から変更しないでください。国際ライダーは、スタートライダーへ変更できません。

なお、その後のライダー交代について順番の指定はございません。

(4) 指定された時間割により各チームは、走行直前の競技車両チェックを受けた後指定されたポジションに整列します。

※画像1参照

(5) 整列した競技車両はスタート3分前の表示までエンジンの始動を禁止します。

(6) スタート7分前の表示(ボード表示/警告音)とともに競技車両はプラットホーム側のポジションに整列し、スタートライダーは反対側(グランドスタンド側)の**白線**※画像2参照に向かい、スタートの合図があるまで競技車両に移動してはならず、**片足はその白線に置いてください**。ジャンプスタートをしたライダーには、競技結果より1周減算の罰則が科されます。



画像 1



画像 2

- (7)①スタート 5 分前までに競技車両の調整を完了させなければなりません。
さらに調整を希望する場合はピットレーンまで押して行き、調整を行ってください。
- (8)②スタートライダーを除く正ライダーのうち 1 名は、ヘルメットとレーシングスーツ及びライディングブーツを着用し、競技車両の後尾を支え待機してください。また他のピットクルーはピット内に退避してください。
※エアバッグ式プロテクション装着者の補助をする為、スタートライダーを除く、登録ライダーのうち 1 名またはピットクルー 1 名の待機を認めます。なお、服装はヘルメットとレーシングスーツ及びライディングブーツを着用、もしくは長袖・長ズボン・シューズ（すべて肌が隠れる物）および 2 輪用ヘルメットを着用してください。
- (9)スタート前のエンジン始動は、競技車両を支えるライダーがキックスタートあるいは他の機械的な始動装置(セル・スターター)を使用して、スタート 3 分前から 1 分前までに始動してください。
スタート時に押しがけ、あるいは他人の協力を得て始動させることは合図があるまで禁止します。これに違反した場合は競技結果より 1 周減算の罰則を科されます。
- (10)スタート合図は日章旗を使用します。
日章旗は前半、後半グループそれぞれの中間地点で**振り上げ**られます。
(詳細位置についてはライダーズブリーフィングにて公示します。)
日章旗が**振り上げ**られたら、スタートライダーはコースを横断し、競技車両に駆け寄りスタートします。
前半グループがスタートし、スタート補助員の退避完了後、後半グループは 30 秒前(ボード掲示/警告音)からスタート進行を行います。
- (11)1 分前までにエンジン始動できなかった競技車両は、全車スタート後フラッグマーシャルが「P U S H」ボードを提示した後、アシスタントによる押しがけスタートが許されます。
提示箇所はコントロールラインのフラッグ台（00P）及びスタートラインのフラッグ台（01P）とします。
例：前半グループで押しがけスタートになった場合、後半グループが全車スタートした後のスタートとなります。
- (12)エンジンが始動しない場合はプラットホーム最前方の安全地帯(ゼブラゾーン)までライダーが競技車両を移動させ、ピットクルーの作業を受けて再スタートすることができます。

★スタート進行の詳細はライダーズブリーフィングにて資料を配布します。



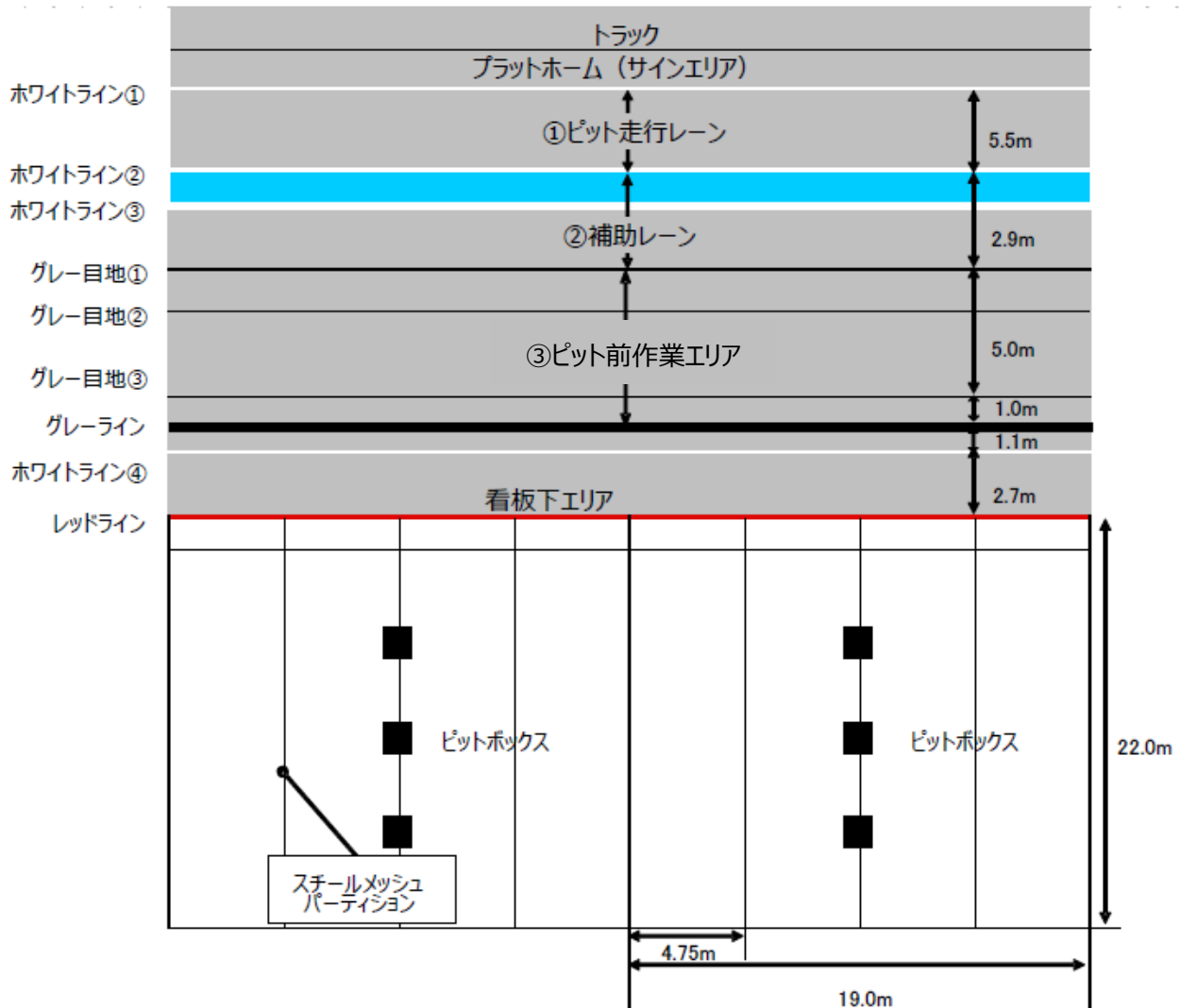
Mini-Moto
ル・マン式スタート

第 10 章 走行中の遵守事項

★本項ではピットアウトやピットイン、またピットレーン内の走行などについて述べています。
 アクシデント・違反が多発するポイントですので、必ずお読みいただき、全ライダーが共通の認識を持ち、走行に臨んでください。

1.ピットレーン

ピットレーン上のピット走行レーン、補助レーン、ピット作業エリアは以下の通りです。



《各種パスのまとめ》

プラットフォーム入場可能パス

プラットフォーム(サインエリア)まで入場可能です。

チーム&サービスパス

①ピット走行レーンおよびスタート前のグリッドまで入場可能です。

ゲストパス

レッドラインの内側(ピット内)まで入場可能です。

ピットレーン出口



ピットレーン入口



2.ピットアウトおよびピットイン

(1)ピットアウト

ピットアウトしてコースインするライダーは、T2(2 コーナー)を通過するまでコース右端に沿って走行してください。(右図参照)

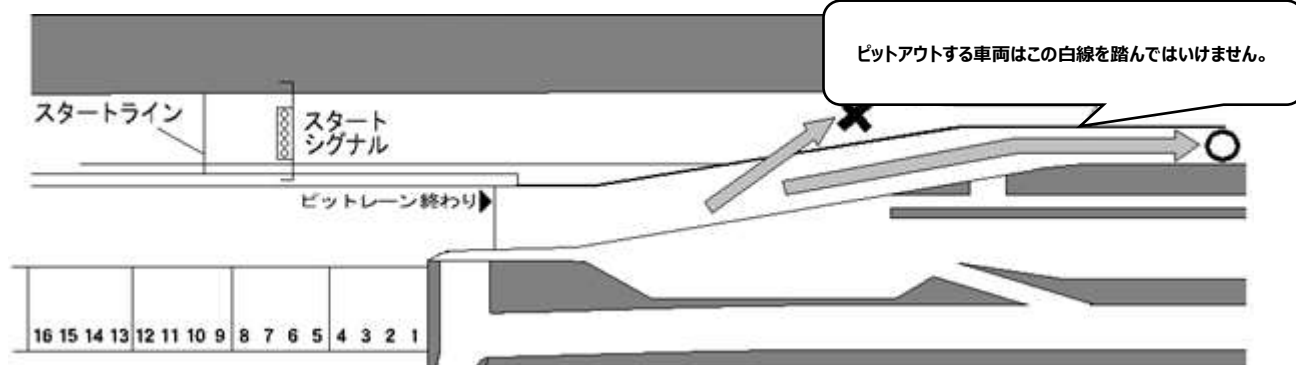
コースインは各自の責任において行わなければならない、走行競技車両との合流に対し最大限の注意を払い、後方から近づく競技車両の走行を妨げないように行ってください。(ピットアウトしようとする競技車両は、ピットレーンにおいては先にピット走行レーンを走行している競技車両に優先権があることを認識していなければなりません。)

ピットからの再スタートはキックスタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれでも自由です。

プッシュスタートの援助は 2 名までとします。外部のバッテリーを使用することは禁止します。

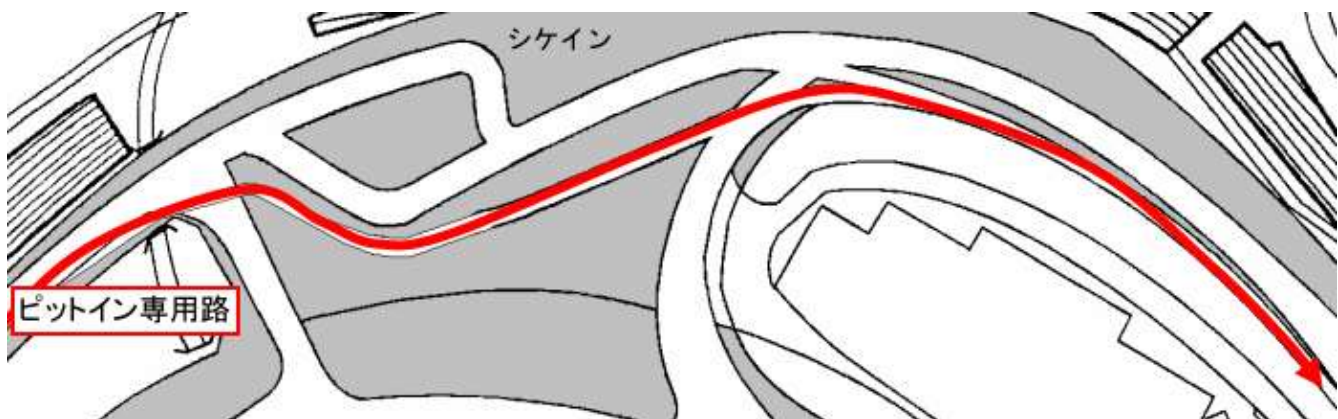
ピット出口から T1(1 コーナー)にかけて引かれているライン(白線)は以下の通り運用を行います。

- 1) ピットレーンよりトラックに合流する競技車両は、白線を越えて走行してはなりません。
- 2) このラインはトラック上を走行中の競技車両を制限するものではありません。



(2)ピットイン

ピットインする競技車両のライダーは、T15(130R)手前からトラック右側ラインに競技車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットイン専用路に進入してください。



- ①ピットインする競技車両は自己のピットにできるだけ近い位置の補助レーンからピット作業エリアに入り自己のピットに近づけて競技車両を停車させてください。
- ②ピットインして停車区域に入った競技車両、および当該競技車両のライダーやピットクルーは、ピットインして来る他の競技車両、あるいはピットアウトしていく他の競技車両の通行を妨害してはなりません。
- ③いかなる場合であってもピットレーンを逆走することは禁止されます。自己のピット前を通り越した場合は、エンジンを停止させたのち、オフィシャルの承認を得て当該車のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができます。
- ⑥大会期間中いかなる時でもピットレーンのスピード制限は 40km/h に制限されます。
制限を越えた場合は罰則が科されます。

《ピットアウトおよびピットインのポイント》

- ☐ピット出口から伸びる白線は絶対に踏まない（白線に寄らない）
- ☐コースインから 2 コーナー立ち上がりまで右端走行
- ☐ピットイン時は 130R 手前から手または足で合図と右端走行
- ☐ピットレーン内制限速度は 40km/h
- ☐ピットレーン内はピット走行レーン走行競技車両が優先

3.フラッグポスト

下図の通りにフラッグポストを設定します。

コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認してください。（緑旗の振動提示があります）

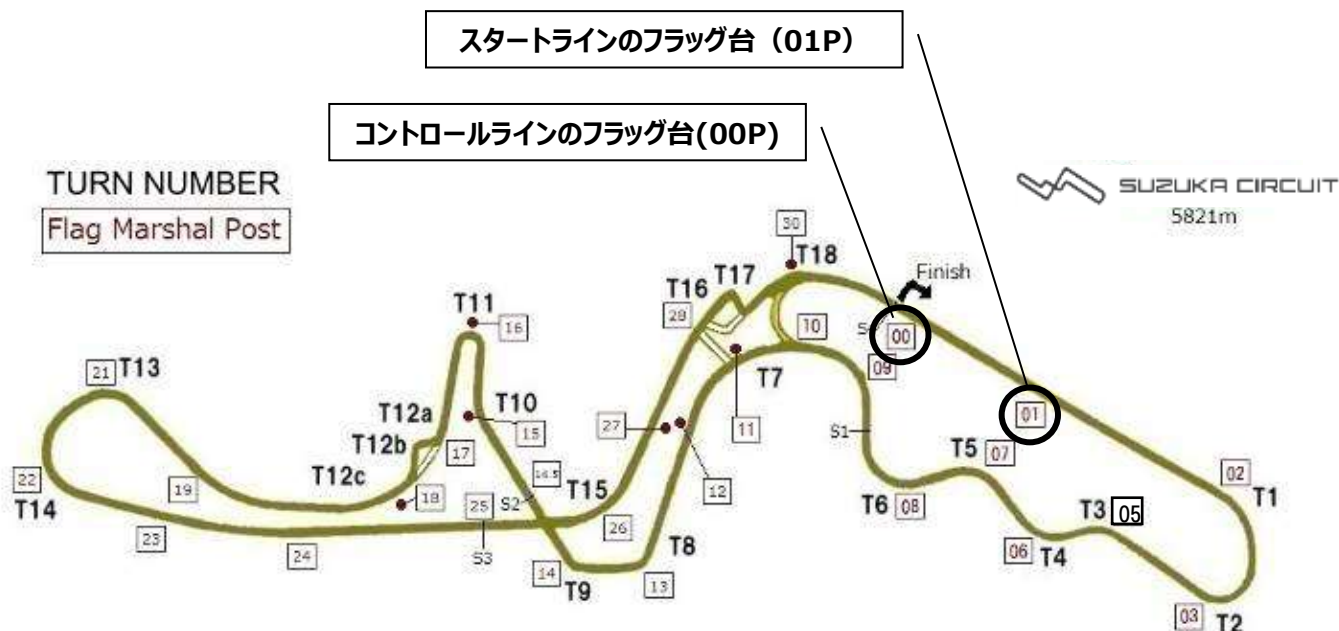
フルコース：00～30 ポスト（計 29 箇所、04,20,29 は欠番です）

各ポストにはライトパネル（00 ポストにはインフォメーションパネル）を設置しています。

これらは安全性向上を目的としてライダーへの情報伝達手段として使用します。

フラッグと連動して補助的に標示しますので、こちらも併せて確認してください。

★ダブルチェッカー防止のため、走行終了時にチェッカー旗提示後、コントロールラインを最初に通過したライダーに合わせて、各ポストで黄旗の1本静止提示がなされます。
 ※コントロールラインを最初に通過する車両の直前に未チェッカーの車両がいる場合、黄旗を提示しない場合があります



4.停止

- (1)コース内で停止する場合には、ライダーはただちに競技車両をコースの脇に寄せ、他のライダーの走行の妨げにならないように十分注意してください。停止後は速やかに安全な場所(ガードレール裏側など)へ退避してください。
- (2)コース内で、競技車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして移動してはなりません。
ただし競技監督の指示のある場合はこの限りではありません。
- (3)事故または競技車両故障などの理由によって、リタイアする場合は、その時点から最も近いコースオフィシャルに報告し、用意してある書類にてリタイア届けを提出してください。
- (4)ライダーは、リタイア届けを提出したコースオフィシャルに競技車両を預けて退場してください。
- (5)ライダーはこの競技車両をレース終了までコースオフィシャルの管理下におかなければなりません。
ただし、そのレースに支障のない地点まで競技車両を移動させることをオフィシャルから指示された場合はこれに従ってください。

5.走行中の遵守事項

- (1)走行中、ライダーは必ず事前に登録した色のライダー腕章を両腕上部に着用してください。
腕章の着け間違いや、着け忘れがあった場合罰則が科されます。

Rider BLUE		青色 (公式予選出走ライダー)
Rider YELLOW		黄色
Rider RED		赤色
Rider WHITE		白色

※国際ライセンスのライダーは Rider BLUE に登録できません。

- (2)走行中、他の人の援助を一切受けてはいけません。他の人による援助とは決められた位置についている担当のピットクルーおよび役務執行中の競技役員以外の者が車に触れることを指します。
- (3)走行中、競技車両にいかなる者も同乗させてはなりません。

6.コース外走行

- (1)事故または競技車両故障等でコース途中よりランオフエリアをピットまで競技車両を押して戻る場合はオフィシャルの指示に従わなければなりません。

- (2)ピットインする場合は、T16(最終シケイン 1)手前よりピットまでピットイン専用路を徐行してください。

- (3)規定外の場所からのピットイン

- ①転倒等により競技車両が破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合
オフィシャルの指示・管理下に限り、東ショートコース、T18(最終コーナー)ランオフエリア
ピットレーン出口側からのピットインが救済措置として認められます。

ただし、下記の罰則が科されます。

- 予選時 : 当該周 (ショートカットした周) を無効、それ以降の予選出走は不可
- 決勝レース時 : 当該周 (ショートカットした周) を無効

- ②専用路以外からのピットインを希望するライダーは、必ずオフィシャルに確認を行ってから、ピットインしてください。
オフィシャルの指示を得ずに専用路以外の場所からピットインした場合は追加して罰則を科される場合があります。

- ③規定のコースおよびピットイン専用路を走るライダーが優先されます。規定外の場所からピットインを行う場合はコース
およびピットイン専用路合流の際、安全確認を行ってください。

- ④ピットレーン出口からピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、競技車両を押して戻ってください。自走は一切禁止されます。

- ⑤決勝レース時、転倒やマシントラブル等で競技車両を押してピットまで戻ってくる際、
T9 (デグナーカーブ 2) 左側・T11 (ヘアピンカーブ) ~ T12a (200R シケイン) 右側開口部・
T14 (スプーン 2) ~ T15 (130R) 右側 24 ポスト (西コースコントロールタワー)
の 3 か所よりサービスカーでパドック (メディカルヘリポート付近) に戻ることが可能です。

該当チームのピットクルーは、メディカルヘリポート付近で待機し、ピットまで競技車両・ライダー共に戻ります。複数台の競技車両が回収を適用されるときはオフィシャルが回収する順番を決めます。回収する順番での抗議は一切受け付けられません。なお、この回収での周回数減算などの罰則はありません。

- ⑥転倒等により競技車両が破損しピットインした競技車両は再コースイン前にオフィシャルが競技車両チェックを行う場合があります。競技車両チェックにより再コースインが不適当と判断された場合再コースインは禁止されます。

- (4)シケイン直進によるショートカット、コーナーオーバーラン等、コース外を走行し復帰をする際

当該ライダーが有利となるショートカット

- ①コーナーオーバーランまたは転倒後は、安全確認を行った後にコース復帰してください。

- ②①の違反により当該ライダーに優位性が発生した場合、

以下の罰則を科される場合があります。

- 予選中 : 当該ラップタイムの抹消
- 決勝中 : 競技結果より 1 周減算

ただし、T16(最終シケイン 1)から T18(最終コーナー)付近で転倒した場合のみ安全の為、ピットレーンへショートカットして自ピットで点検することを条件に罰則は科さないこととします。

- (5)これらの罰則に関して、エントラントへの個別通告は実施せず、全て「パドック放送」と「ピット内のモニター」による表示にて実施されます。
- (6) 決勝レース終了後、これらの罰則を記載した公式通知（発生時刻、ゼッケン、内容等を記載）が公示されます。

《コース外走行のポイント》

- ☐ 常に規定の走行路を走る競技車両が優先です。
- ☐ コース外走行の際は必ずオフィシャルの指示で動いてください。
- ☐ コース外走行時は安全確認と徐行を徹底してください。

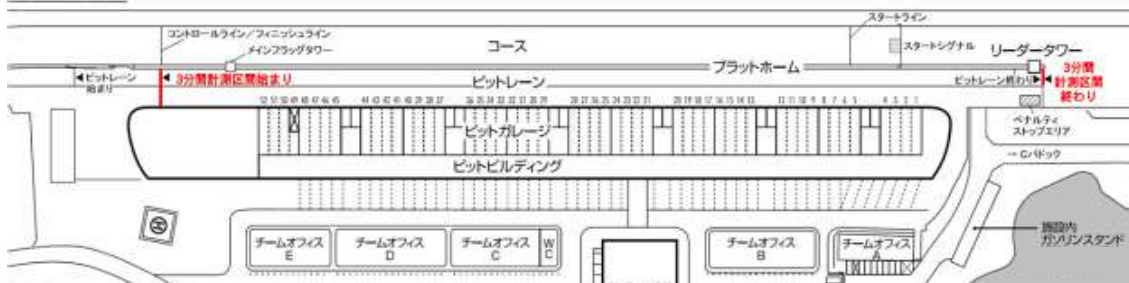
7.妨害行為

- (1)競技中ライダーは、故意に他の競技車両の走行を妨害してはなりません。
また、明らかに重大事故を予測できる危険な行為は、禁止されます。
- (2)グランドスタンド前の直線部分、および T14(スプーン 2)から T15(130R)までの直線部分では
追い越す場合を除いて、進路変更をしてはなりません。
- (3)追い越し後の接触に十分注意してください。

第 1 1 章 決勝時のピットストップ

1.ピットストップ(3 分間ルール)

- (1)決勝時、ピットインした際はコントロールタワー前を通過してから、ピットレーン出口を通過し、再コースインするまで最低 3 分間、下図の 3 分間計測区間内に留まってください。時間調整は自ピットで行ってください。
ピット出口付近で留まる事は禁止されます。これに違反した場合は競技結果より 2 周以上の周回数減算の罰則が科せられます。



- (2)ピットストップを行う時は、必ずエンジンを停止しなければなりません。
ただし、STOP&GO ペナルティー消化のために停止した場合を除きます。

2.ライダー交替(70 分間ルール)

- (1)ライダーは連続して 70 分以上走行してはなりません。レース中、各ライダーの走行時間管理はピットレーン出口を通過することで走行開始と判断され、コントロールタワー前のピットレーンを通過することで走行終了と判断されます。
ただし、チェッカーを受ける最終ライダーの走行時間管理はスタートより 4 時間経過時刻で終了します。
なお、ライダー交替を行わなかった場合は、原則として連続走行とみなされピットストップしていた時間は連続走行より省かれます。
- (2)ライダー交替は自ピット前でのみ許されます。
- (3)登録されたライダーは決勝レースに、必ず 1 回以上出走してください。
赤旗により第 2 レースを実施する場合は、第 1 レース、第 2 レースいずれかで一度出走すれば「決勝レースに 1 回以上出走」とみなされます。(赤旗でレース終了した場合は除きます)
- (4)ライダー交替の際は、必ずエンジンを停止の上、行ってください。
- (5)70 分以上走行した場合は、2 周減算の罰則を科されます。
- (6)赤旗中断の際には連続走行時間はリセットされ、再スタートした場合は新たな連続時間が開始されます。

《3 分間ルール・70 分間ルールについて》

上記のルールは Mini-Moto 4 時間耐久ロードレース特有のルールであり、競技の公平性のために行っています。

- ☐ STOP&GO ペナルティーの場合を除き、ピットレーンに進入した際、最低 3 分間は 3 分間計測区間内に留まってください。
- ☐ 1 人のライダーが連続走行できるのは 70 分間であり、次のライダー交替を行うまでカウントは続きます。
- ☐ 登録ライダー全員が必ず 1 度は走行してください。
赤旗により第 2 レースを実施する場合、第 1 レース、第 2 レースのいずれかで一度の出走で構いません。

第12章 レース中の競技車両修理とピット作業

1. レース中の車両修理

- (1) 公式予選および決勝レース中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具などで行ってください。
- (2) フレーム本体、クランクケース本体、ギアボックスのキャスティング部分以外の故障部品（競技車両検査に合格した燃料タンク等）は交換することができます。
- (3) ピットに準備してある部品、工具などによる修理、調整、部品交換は、ピットインしている競技車両に対してのみ行うことができます。
- (4) ピット以外の地点で停車した競技車両の修理は、他の競技車両の走行の支障にならない安全な場所で行ってください。この際、当該競技車両のライダー以外がそれらの作業を行うことは厳重に禁止されます。また、当該競技車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うことは禁止されます。
- (5) 競技中の競技車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはなりません。ただし、保安の目的でコースオフィシャルが競技車両を移動や処置する場合や自己のピットを乗り越した停車区域内の競技車両を当該競技車両のライダー、ピットクルーが押し戻す場合はこの限りではありません。（この場合の停車区域は第10章の図のピット作業エリアの範囲とします）

2. レース中のピット作業

- (1) いかなる時でもピットボックス内での火気の使用は禁止します。
- (2) ピットイン時に車両の冷却を目的とした全ての作業・行為は禁止します。
- (3) 適正なクレデンシャルを持つチームスタッフのみ、自らのピットボックス前のピット作業エリアにてピット作業を行うことができますが、ピット作業が終わり次第速やかにピットレーンから離れなくてはなりません。作業を行っている間以外、チームスタッフはピットレーンにとどまることは禁止されます。
- (4) ピットストップを行う場合はエンジンを停止し、スタンドなどで競技車両を保持してください。ただし、テストと調整のために短時間のみエンジンを始動することは許可されます。
- (5) 決勝レース中の修理および燃料補給の作業要員は、その競技車両に登録されたライダーおよびピットクルーに限定されます。
- (6) ライダーはレース中に競技車両調整や給油のためにピットに戻ることができます。競技車両をピットボックスに入れての作業は原則として禁止され、通常の作業はピットボックス前のピット作業エリアで行わなければなりません。大がかりな作業は事前にオフィシャルの許可を得た場合のみピットボックス内で行っても構いません。ただし、レース中断中はピットボックス内で作業することはできません。
- (7) 競技中の競技車両がピットインしたとき、当該競技車両のピットクルーは自己のピット前の停車区域に出て作業することができます。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止されます。ピット作業中はオフィシャルが競技車両周辺を監視できるだけのスペースを確保してください。
- (8) 燃料補給は、修理等全ての作業が終了してから行うことができます。ピット作業後の給油作業に備えピット作業を行っている間に、補給作業要員が競技車両に触れないことを条件に競技車両に接近してスタンバイすることができます。このピットクルーは、オフィシャルの指示する距離を競技車両との間に確保してください。

(9)燃料補給時には、補給作業に携わる給油要員(補給用具を接続している要員)と消火器待機要員の最低 2 名が以下の眼の保護具ならびに適切な防火服を着用してください。

①給油要員

- 眼の保護具 一般にいわれるゴーグルタイプのものでバイザーを閉じたフルフェイス型ヘルメット、モトクロス用ヘルメットや、スキー用のゴーグルの使用が可能です。
眼鏡タイプ(サングラス等)の使用は不可とします。
- 適切な防火服 ノーメックス製あるいはそれと同等以上の防災加工を施してある長袖長ズボンの服装(4 輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等)を強く推奨します。適切な防火服が準備できない場合は、長袖長ズボンの作業服に防水スプレー類にて処理したものを使用してください。
グローブについても、最低限皮製グローブの着用が義務付けられます。
(ノーメックス製あるいはそれと同等以上の耐火性能を持つグローブの装着が望ましいです)
ライダー用グローブや作業用軍手は禁止とします。

②消火器待機要員

給油要員と同等の装備が望ましいが、ライダー用の装備でも可能です。

(10)作業中、消火器を持って待機する要員を必ず 1 名必要とします。

(11)レース中の競技車両への燃料補給は、容量 5 リットル以下の一般市販(金属性)の携行缶もしくは落差式タンクからの補給方法で行ってください。

(12)給油装置については補給用具チェックを受けた給油装置を使用してください。

(13)燃料補給中はエンジンを停止してください。また、漏れた燃料、オイル等は必ず拭き取ってください。

(14)燃料補給は、競技車両が安全にスタンドで支持された状況の下で行ってください。

(スタンドの構造・支持方法は問わない) 燃料補給中は、それ以外の作業は一切禁止します。

(スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む)

燃料補給中ライダーは競技車両に乗車してはなりません。

(15)燃料補給後に競技車両に技術的な作業をする場合、

ピットボックス内に競技車両を入れて作業を行ってください。

(16)ピット内および停車区域は清潔を保ち、器材を整頓し火災防止につとめてください。

(17)ピット作業・給油に関する違反については競技結果より 1 周減算の罰則が科されます。

- ☐ピット作業は原則ピット作業エリアで行い、作業時以外はピット作業エリアに人や物がいない状態にしましょう。
- ☐作業中はエンジン停止し、給油と他の作業を一緒に行わないでください。
- ☐給油要員と消火器待機要員の最低 2 名は適切な耐火性能を備えた服装で作業してください。

3.消火器

(1)消火器は各チームの責任において以下の基準を満たす物のいずれかを必ず準備してください。

内容量（1本）：ABC 粉末消火器	…3kg 以上
中性強化液消火器	…6.0L 以上
二酸化炭素消火器	…4.6kg 以上

※消火器には放射を始めると全薬剤を放射するまで止まらないものと、一時的に放射を止めることができるストップ機能付きのものが 있습니다。ストップ機能付きのものを強く推奨します。

(2)上記いずれかの内容量を満たした消火器をエントリー 1 台につき、最低 1 本準備してください。

（複数台数エントリーする場合は、必ずエントリー台数分準備してください）

(3)消火器を複数本準備し、その総量で上記内容量を満たすことは認められません。

例：2kg の ABC 粉末消火器と、1kg の ABC 粉末消火器をそれぞれ 1 本ずつ準備したとしても
上記 ABC 粉末消火器の内容量 3kg を満たしているとは認められません。

必ず「1 本」で上記のいずれかの内容量（薬剤量）を満たすものをご使用ください。

(4)消火器は必ず正常に作動するものを準備してください。

(5)主催者が準備してある消火器（ピットおよびその他の施設）を別の場所に許可無く移動すること、
オフィシャルがチェックした消火器の印をレース終了前に隠匿、燃料補給前に燃料キャップを開けながら走行する等、
上記内容以外にオフィシャルが、悪質な行為や、危険行為と判断した場合は、大会審査委員会による罰則が
科せられる場合があります。

(6)消火器に関する違反については競技結果より 1 周減算の罰則となります。

4.ピットサイン

(1)走行中のライダーに対し、サインを送ることが許されます。

(2)ピットサインを送るピットクルーは 1 チーム 2 名までに限定し、プラットフォームまで出てサインを送ることができます。

(3)使用するサインボードの大きさは 100cm×60cm の長方形を越えるものであってはなりません。

また、合図旗(黄旗・赤旗等)にまぎらわしいものであってはいけません。

5.無線機

不法な外国規格の無線機使用は禁止します。

外国規格の無線機を日本国内で使用するには日本の技術基準に適合していることを証明する必要があります。
証明を受けた無線機には「技術基準適合証明マーク」が付されています。

第13章 競技の中断

1. 競技の中断

- (1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができます。ただし、緊急の場合は大会審査委員会の同意なしに停止あるいは必要な処置を取ることもあります。
- (2) 全車停止の指示は、フラッグマーシャル台および全ポストで赤旗が振動表示され競技の中断が合図されます。
- (3) 競技が中断された場合、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、指定の競技車両保管場所に停止しなければなりません。ピットイン中の競技車両への作業はただちに停止してください。また、中断の合図が出された時点でピットレーン走行中のライダーはピットインしていたものとします。
- (4) レースが停止された時点で、トップが全レース時間の少なくとも 2/3 以上を走行していた場合全レース走行されたものとみなされ、順位はレースが停止される前の周回の終わりでの順位となります。
- (5) 赤旗時の競技車両保管場所（以下パークフェルメという）は以下の図の通りです。



ピット作業中の競技車両およびピットイン中の競技車両についても、パークフェルメに移動して競技車両保管されます。

ただし、大がかりな作業を行っているものは除かれます。

また、競技車両に対する一切の作業は禁止されます。赤旗時の注意事項を以下の通りとします。

- ・パークフェルメに停止した競技車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向きスタンド等で保持する事が許されます。その他の一切の作業はオフィシャルの指示があるまで行うことはできません。
- ・コントロールラインのフラッグ台（00P）及びスタートラインのフラッグ台(01P)のグリーンフラッグ合図により作業を再開することができます。
同時にサイティングラップからスタート手順が開始されます。(5 分後にピット出口は閉鎖されます)
- ・ライダーは各自のピットへ戻ることが許されます。

赤旗中断時には、それまでの連続走行時間は、第 1 レースで終了します。

第 2 レース開始から新たな連続走行時間が開始されます。

2.レース再開

(1)危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができます。

(2)レース再開の 3 ケースについて

①レース再開は、次の 3 つのケースに分けられます。(以下ケース A・B・C とします)

【ケース A】

トップおよびトップと同じ周回数を走っていた残りの競技車両が 3 周末満の場合
当該レースは無効となり、全く新たなレースとして再開します。

【ケース B】

トップおよびトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両が 3 周以上（3 周を含む）を完走し決勝レース時間が 2/3 時間未満の場合、再開後のレースを第 2 レースとして行います。

第 2 レースのスターティングポジションは赤旗が提示された前のトップおよびトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両がコントロールラインを通過した週の通過順とします。

第 2 レースのスタートライダーは指定しません。

レースの最終結果は両レースを合算し、最大数の周回チームが優勝となります。

周回数が同数の場合は、第 2 レースの結果が優先されます。

【ケース C】

決勝レース時間が 2/3 時間以上走行していた場合レースは成立とします。(再レースとなる場合もあります。)

順位は赤旗が提示された前のトップおよびトップと同じ周回数を走っていた残りの競技車両がコントロールラインを通過した週の通過順とします。

②再開後のレース(ケース A・B)ともスタート方法についてはル・マン式スタートを採用します。

スタート進行については当初と同様とし、スタート時間は『パドック放送』と『ピット内のモニター』による表示にて発表されます。

③連続走行時間については赤旗にて終了し、第 2 レース開始から新たな連続走行時間が開始されます。

第 14 章 レース終了と順位の決定

1. レース終了

- (1) ゴールは、各決勝レース時間を経過した時点、または、当初予定されていた終了時刻を経過した時点で、先頭競技車両に対してチェッカーフラッグが振られます。
- (2) チェッカーフラッグは 5 分間表示されます。

2. 順位決定

- (1) チェッカーフラッグが振られた後に完了する周回数の多いチームから決定されます。同周回の場合はコントロールライン通過順位によるものとします。
- (2) レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければなりません。
 - ① 総合優勝者がフィニッシュした後 5 分以内に、フィニッシュ・ラインを通過しなければなりません。
 - ② 自分の参加するクラスの優勝チームが走行した距離の 75% 以上を走行しなければなりません。

3. レース終了後のパドックインと暫定表彰

- (1) チェッカーを受けたライダーは、徐行しコースを 1 周します。
- (2) 各クラス上位 1 位～3 位の選手は、コントロールタワー 2F、表彰台で仮表彰を行います。
- (3) ピットインしていた競技車両の出走は、チェッカーフラッグが掲示された時点で禁止されます。
- (4) チェッカーフラッグの掲示を受けた競技車両でフルコースを 1 周徐行するに耐えられない競技車両は T1(1 コーナー)手前右側の U ターン路を通ってパドックインすることが許されます。この場合は、後方に十分注意し、安全を確認した上で U ターン路に入らなければなりません。

4. 決勝レース終了後の競技車両保管と再検査

決勝レース終了後全競技車両は、暫定結果発表後 30 分以上保管され、必要に応じて検査されます。この検査を拒否する事はできません。

5. レース結果および記録の公表

- (1) レース終了後、暫定結果の公表が行われます。
- (2) 参加者、ライダーは、公表されたレース正式結果に対して抗議することはできません。

6. 抗議

- (1) 正式に登録された参加者、ライダーおよびピットクルーのみがレース暫定結果に対して抗議申し立てができます。
- (2) レース暫定結果に対する抗議は、発表後 30 分以内に限り受け付けられます。
- (3) 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後速やかに定められた手続きによって大会事務局に申し入れてください。抗議手続は、大会事務局に備えつけの抗議申立書に記入し、1 項目につき、抗議保障金 10,000 円を添えて大会事務局に提出してください。スタートに対する抗議は一切認められません。
- (4) 正式な手続きにより提出された抗議申立書だけが受け付けられ、大会審査委員会において審議されます。
- (5) 大会審査委員会は、必要と認めた場合証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査した上で裁定を下します。
- (6) 抗議が成立した場合のみ、抗議保障金が返還されます。

7. 競技規則の違反行為に対する罰則

大会中(競技会)における違反行為に対しては、大会審査委員会ならびに競技監督の権限で以下の罰則を科することができます。

- (1) 注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- (2) 厳重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- (3) 罰金(現金 20 万円以下)
- (4) ベストラップタイム抹消
- (5) 当該ラップタイム抹消
- (6) 当該周無効
- (7) 競技結果に対する 1 分加算
- (8) 競技結果に対する 3 分加算または 1 周～10 周減算および”STOP&GO ペナルティー”
- (9) 失格
- (10) 罰則は原則として、罰則一覧表(次頁)から適用します。ですが、記載されている罰則は、あくまでも最低の内容であり、違反行為の内容によっては一覧表以外の罰則が科せられる場合があります。最終的な裁定は、審査委員会が決定するものとします。

※決勝レース中のペナルティーとして”STOP&GO ペナルティー”を科す場合があります。

当該ライダーはピットインし、ピットレーン出口手前のペナルティーエリアで一旦停止してください。

※「STOP」の文字の下に競技車両ナンバーを付した一体型ボード(下記参照)がコントロールラインのフラッグ台(00P)にて掲示されます。

(24 ポストにて「STOP」の文字の下に競技車両ナンバーを付した一体型ボードが掲示されますが、これは 3 回の掲示の回数には含みません)



※ゼッケンは例です。

また、”STOP&GO ペナルティー”の通知は当該ライダーのチームにもボードにて通達します。

残り周回数が少なく、レース終了までに”STOP&GO ペナルティー”が消化できない場合は、レース結果に 30 秒加算される場合もあります。(3 回目の掲示を受けた周にピットインせず、STOP&GO を実行しないライダーは失格とし、全ポストで黒旗+ゼッケンボードが掲示されます)

【 罰則一覧 】

違反内容	フリー走行時	予選時	決勝レース時
ジャンプスタート			1 周減算
スタート合図前の押しがけ			1 周減算
ホワイトラインカット（白線）	罰金 3 千円	30 グリッド降格	1 周減算
ピットレーン速度違反（40 ㎞/h）	罰金 3 千円	ベストラップ タイム抹消	1 周減算
腕章着け間違い	罰金 3 千円	ベストラップ タイム抹消	2 周減算
規定外の場所からのピットイン 東ショートカット、最終コーナー ランオフエリア、ピットロード出口 からのピットイン	審査委員会の 裁定による	当該ラップ タイム抹消	当該周無効
コース外走行（当該ライダーが有利となる ショートカット） 当該ライダーが有利となる シケイン直進によるショートカット コーナーオーバーラン コース外走行	審査委員会の 裁定による	当該ラップ タイム抹消	1 周減算
ピットストップ規定違反 （3 分間ルール）			2 周減算
ライダー交替違反 （70 分間ルール）			2 周減算
レース中のピット作業違反			1 周減算
消火器規定違反			1 周減算

第15章 レースの延期および中止

1. レースの延期および中止

- (1) レースは特別な理由のない限り中止されません。
- (2) 大会審査委員会は特別な事情が生じた場合、レースを延期または中止することができます。
- (3) 大会審査委員会の決定に対して、すべての関係者は従わなければなりません。
- (4) 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数、または時間の 1/3 を完走しないうちにレースを中止した場合は、そのレースは無効となります。
- (5) トップ走者が定められた周回数または時間の 1/3 以上を完走した場合でレースを中止した時は大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表します。
- (6) レースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は MFJ 国内競技規則第 3 章 30-7 に従うものとします。

第16章 賞典

1. 賞典

- (1) 賞典は以下の通りです。

クラス賞

a.)HRC GROM Cup 4	1 位～6 位	正賞
b.)HRC GROM Cup 5	1 位～6 位	正賞
c.)APE100&XR100Motard	1 位～6 位	正賞
d.)KSR	1 位～6 位	正賞
e.)HOPPER	1 位～6 位	正賞
f.)ST-GROM・Z125 PRO	1 位～6 位	正賞

※その他の賞典(特別賞)については公式通知にて公表を行う。

※各クラスの賞典の設定については下記の表が適用される。

	12 台 以上	10-11 台	8-9 台	6-7 台	4-5 台	2-3 台	0-1 台
1 位	○	○	○	○	○	○	不成立
2 位	○	○	○	○	○	×	
3 位	○	○	○	○	×	×	
4 位	○	○	○	×	×	×	
5 位	○	○	×	×	×	×	
6 位	○	×	×	×	×	×	

(台数・・・予選出走台数)

- (2) 表彰式に出場しなかった場合は、賞典の権利を放棄したものと、賞典の対象外とします。

《賞典の受取について》

- ☐ 入賞された方は、ライダー本人の確認ができるもの(各種ライセンス、運転免許書など)をご持参の上、コントロールタワー2 階の大会事務局までお越しく下さい。

第17章 主催者の権限

1. 主催者の権限

- (1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができます。
- (2) チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラムおよび結果表への記載拒否または変更を命じることができます。
- (3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し競技出場健康上の理由による可否を最終的に決定することができます。
- (4) 競技番号の指定あるいはピットの割当等にあたり各参加者の優先順位を決定することができます。
- (5) 大会スポンサーの広告を参加競技車両等に貼付させることができます。
- (6) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができます。
- (7) すべての参加者（ライダー、ピットクルー、キャンペンギャル等含む）の肖像権およびその参加競技車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、通信、出版（ビデオ/CD-ROM/DVD等）に関する権限を有しこの権限を第三者が使用することを許可できます。
- (8) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができます。
- (9) 興行上必要と主催者が認定したチーム（規定外のライダーおよび競技車両での参加の場合を含む）の特別参加を認める場合があります。また、これらのチームを規定の決勝出場台数にプラスして決勝への特別参加を認める場合があります。ただし、これにより出走を許可されたチームは一切の賞典から除外され、順位認定も行われません。この件に関する抗議は一切認めません。

第18章 損害の補償・大会役員の責任

1. 損害の補償

(1) 競技車両の破損

参加者は競技車両が競技役員によって保管されている期間を除き、競技車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければなりません。

(2) 損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルーの損傷は、自らが責任を負うものとします。

2. 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければなりません。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論ですがその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび競技車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことを指します。

第19章 本特別規則の適用と補足

1. 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合
参加者は文書によって質疑申立てができます。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または
決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告されます。

2. 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に
生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示されます。

- ①参加代表者の住所に郵送されます。
- ②大会事務局に掲出されます。
- ③コントロールタワー1階の公式掲示板に掲出されます。
- ④公式予選後、あるいは公式予選や決勝レース出走前のブリーフィング、参加者情報ページへの掲出、
または必要に応じて召集されるブリーフィングで指示されます。
- ⑤緊急の場合は場内放送、テロップ等で伝達されます。

3. 大会事務局の連絡先

鈴鹿サーキット レース事務局

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992

TEL 059-378-3405 (9:00～17:00)

FAX 059-378-3625

4. 本特別規則の施行

本特別規則は第1章 第1条に示される競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込受付
開始と同時に有効となります。

第 20 章 競技車両規則

Mini-Moto 技術規則早見表		APE&XR& HOPPER	KSR	ST GROM	Z125Pro
項目					
ゼッケンカラー（下地色/文字色） ※1		黒/白	黒/白	黒/白	黒/白
フレーム	フレームボディの型式変更	×	×	×	×
	ゼッケンプレート・メーター・シート等の	○	○	○	○
	不要なステーの取り外し	○	○	○	○
	補強を目的とした加工	×	×	×	×
	シート・フットレスト・ペダル・レバーの変更	○※2	○※2	○※2	○※2
エンジン	エンジン型式/冷却方式	×	×	×	×
	ピストンストロークの変更	×	×	×	×
	ピストン・ピストンリング・	×	×	×	×
	シリンダーヘッドの材質・形状の変更	×	×	×	×
	クランクケースの変更	×	×	×	×
	クランクシャフトアッセンブリーの変更	×	×	×	×
	カムシャフトの変更	×	×	×	×
	スパークプラグ・ハイテンションコードの変更	○	○	○	○
	アクセルワイヤー・クラッチワイヤー・スロットルグリップの変更	○	○	○	○
	オイルポンプの取り外し	×	×	×	×
	ラジエーター・オイルクーラーの改造・変更・増設	×	×	×	×
	CDI ユニット・イグニッションコイルの改造・変更	○	○	○※11	○※11
	フライホイールの加工・変更	×	×	×	×
	インナーローターの改造・変更	×	×	×	×
	リミッター解除装置の取り付け	○	○	○	○
	ワイヤーハーネスの変更	○	○	○	○
トランスミッション	ギアボックスの材質・形状の変更	×	×	×	×
	ミッションギアの変更	×	×	×	×
	ドライブsprocket/ドリブンスprocketの変更	○	○	○	○
	クラッチスプリング・クラッチ板の変更	×	×	×	×
	クラッチ構造の仕様変更	×	○※3	×	×
	チェーンサイズの変更	×※4	×※4	×※4	×※4
	チェーンカバー（チェーンガード）の変更・取り外し	○	○	○	○
気系	フューエルインジェクションへの変更・過給器の追加	×	×	×	×
	キャブレター本体の変更	×	×	×※5	×※5
	ジェット・ニードル・スロットルバルブの セッティングパーツの変更	○	○	○	○
	バルブ径・リフト・タイミングの変更	×	×	×	×
	シリンダーヘッドのポート形状・寸法の変更	×	×	×	×
	バルブ数・ポート数	×	×	×	×
	バルブ・バルブスプリング・リードバルブ	×	×	×	×
	エアクリナーエレメントの変更・取り外し	○	○	○	○
	エアクリナーボックス・サイドカバーの変更・取り外し	×※5	×※5	×	×
	吸気制限部（インシュレーター・ボックス内隔壁など）の加工	○※5	○※5	○※5	○

項目		APE&XR& HOPPER	KSR	ST GROM	Z125Pro
排気系	エキゾースト系の変更	○	○	○	○
	音量規制 ※6	99db/A	99db/A	99db/A	99db/A
燃料系	フューエルタンクの変更	×	×	×	×
	給油口およびフューエルコック・ フューエルラインの変更	×	×	×	×
サスペンション	トップ/ボトムブリッジ/フロントフォークボディの変更	×※7	×	×	×
	フロントサスペンションのスプリングの変更	○	○	○	○
	フロントサスペンションのオイル・突き出し量・カラーの変更	○	○	○	○
	イニシャルアジャスターの追加	×	×	×	×
	スイングアーム/リンケージの変更	×	×	×	×
	リアサスペンションユニット本体およびスプリングの変更	○	○	○	○
	ステアリングダンパー・スタビライザーの変更・取り付け	×	×	×	×
	ハンドルの変更	○	○	○	○
	外装の変更	×※7	×※7	○※7	×※7
ブレーキ系（フロント/リア）の変更		×※8	×※8	×	×
ホイール・リム（フロント/リア）の変更		×※8	×※8	×	×
タイヤの変更		○※9	○※9	○※9	○※9
計器類（タコメーター・スピードメーター・水温計・油温計など）の 追加・変更		○※10	○※10	○※10	○※10

★HRC GROM Cup の参加車両は 2022 HRC GROM Cup 車両規定に準じます。

- ※1 ゼッケン字体参照。ゼッケン判別が困難な場合は修正を命じられる場合があります。
- ※2 フレーム/ペダル/レバー参照。
- ※3 クラッチ参照。
- ※4 ギアレシオ・チェーン参照。
- ※5 吸気系参照。
- ※6 ⑬音量規制参照。タコメーターが装着されていない車両は、主催者準備の電気式タコメーターを取り付けて測定を行ってください。
- ※7
 - APE100 について
 - XR100MOTARD、および APE タイプ D の純正ホイールおよび純正ブレーキ・フロントフォーク（関連パーツ含む）XR100MOTARD の純正形状のピニカウル（関連パーツ含む）の装着に限り使用が認められます。
 - HOPPER125(SE 含む)について
 - ・ 才谷屋製 HOPPER 用フロントゼッケンカウル
 - ・ HOPPER125SE のホイールへの変更が認められます。
 - ST-GROM について
 - HRC GROM CUP 用のカウルに変更することを認めます。
 - Z125 Pro について
 - 最低限のフロントフェンダーの加工・追加物が認められます。
- ※8 サスペンション/ブレーキ/ホイール参照。
- ※9 レース用装備参照。
- ※10 計器類参照。
- ※11 エンジン参照。

★まずは基本となるこの共通規定を確認してください。

1. Mini-Moto 競技車両共通規定（ただし、HRC GROM CUP 4 クラス / HRC GROM CUP 5 クラスは除く）

以下に定める規定は Mini-Moto 各クラスの基本となる共通規定です。各クラスの競技車両規定については本条を満たした上、各クラスの競技車両規定を満たすことが条件となります。

なお本条、および各クラスの競技車両規定で認められている改造、部品の変更、および仕様（形状）の変更、その他手を加えることは一切禁止します。

ただし、主催者が特別に認めた競技車両についてはこの限りではありません。

(1) 出場競技車両

第 2 章- 2 の表の通りとします。

※ニーグリップが可能な車両である必要があります。

※アンダーボーンフレーム(カブタイプ)の車両は参加できません。

※スクーターおよびスクーターエンジンの車両は参加できません。

(2) 安全の為に必ず行わなければならない改造

①保安部品

補助ステップ・ウィンカー・ホーン・バックミラー・スタンド・荷台・公道用ナンバープレート
ナンバープレートブラケットの取り外しを行ってください。

②キルスイッチ

エンジンおよびその他全ての電気部品を停止することの出来る効果的なイグニッションキルスイッチをハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けてください。

③スロットル

スロットルは手で握っていない時には自動的に閉じるようにしてください。

④ワイヤーロック

オイルドレンボルト・オイルフィルターキャップ・オイルフィルター・オイルチェックボルトのボルト等
はワイヤーロック加工を行ってください。

※オイルドレンボルト・オイルフィルターキャップへのワイヤーロックのワイヤーは必ず閉まる
方向にワイヤーを張り、たるみが無いようにしてください。

⑤ラジエーターキャッチタンク

ラジエーターオーバーフローパイプを有する場合、最低容量が 100cc のラジエーターキャッチタンクを取り付けて
ください。ただし、ラジエーターリザーバータンクを有する場合は取り付けの必要はありません。

⑥ガソリンキャッチタンク

ブリーザー付燃料タンクおよびキャブレターに必ずガソリンキャッチタンクを装着し、その中は空にしてください。

ガソリンキャッチタンクには、燃料タンクのオーバーフローを受け止めるものと、キャブレターからのオーバーフローを受け止めるものが必要となります。双方の機能を兼ねているものでも可能とします。また転倒時にコース上にガソリンが漏出することを防ぐ為、キャブレターのアイベントからチューブを出しキャッチタンクに繋いでください。

※ガソリンキャッチタンクの最低容量は 100cc とします。

※アイベントにチューブを接続すると通路がふさがれる場合は、燃料タンクのオーバーフローを受け止めるもので
構いません。

※空き缶や、ペットボトルの使用は禁止します。

⑦オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクは金属製で 250cc 以上の容量のものを使用してください。

ただし、エアクリーナーボックスがこれを兼ねても構いません。転倒時に路面に接触せず転倒した際にも容易に脱落・破損しないよう留意してください。取り付けはボルトもしくは金属製のバンドで行ってください。樹脂製バンドでの固定は禁止します。

※エンジンプリーザーからオイルを受ける場合はエンジン→キャッチタンク→キャブレター吸入口に大気開放してください。エアファンネルの場合は、エアファンネル内にホースの出口を引き込み固定してください。

パワーフィルターの場合は接続してください。エアクリーナーボックスをキャッチタンクにする場合、エアクリーナーボックス下部に排出穴が開いている場合は、オイルを受けられるようにその穴を塞いでください。

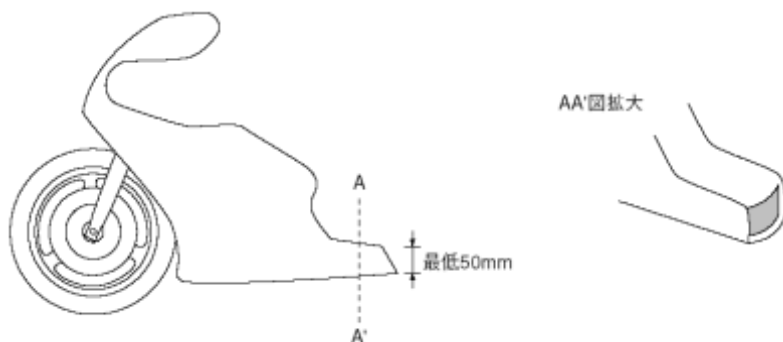
⑧アンダーカウル

使用している競技車両のエンジンオイル総量を受け止めることが出来る容量と形状を確保していることが必要です。走行中エンジンが破損した場合、路面にオイル等が漏れないようエンジンの下面を覆いかつ十分な側面の高さを確保してください。また、エキゾーストパイプとアンダーカウルが接触しないように注意してください。

アンダーカウルは、一番低いところから最低 50mm 以上の高さを確保してください。

アンダーカウル下部には、直径 20mm の水抜き孔を最高 2 つまで設けても良いですが、この孔はドライコンディションレースの際には耐油/耐熱性のグロメット等で確実に閉じていなくてはならず、レインコンディション時に限り開くことができます。

※アンダーカウルを取り付けるためにステーを追加することは認められますが、取り付け用以外のステー機能を持たせることは禁止します。



⑨ギアレシオ・チェーン

- 1) ドライブsprocket/ドリブンスprocketは変更が認められます。また、ドライブチェーンは純正と同サイズであることを条件に、アフターマーケット品に交換が認められますがモーターサイクル用チェーンを使用してください。
- 2) チェーンとリアsprocketの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないようリアsprocketガードの取り付けを義務付けます。またチェーンガードの取り付けは推奨します。
リアsprocketガードはsprocketとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとしその材質はアルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とします。容易に破損する材質の使用は禁止します。
- 3) 取り付けはスイングアームにボルトオンまたは溶接で確実に取り付けてください。
- 4) 形状はチェーンとsprocketの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、エッジが鋭利なものは禁止します。
- 5) リアsprocketガードの板厚は最低2mmとします。

【装着例】



⑩転倒時、エンジン等の破損により大量のオイルが流失するのを防ぐ為、プロテクティブコーンやアクスルスライダー等の装着を推奨します。

⑪転倒時に地面と接触する恐れのあるフェアリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースは2次カバーを取り付けることを推奨します。

ダクト面



取付け部カウル面

(ダクト面等で落ち込んでいる場合はカウル仮想面)

(3) 排気量の算出方法

- ①総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算されます。
直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するスペースで表されます。
- ②公式
$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$
$$D = \text{ボア} \quad C = \text{ストローク} \quad \text{単位} = \text{cm} \quad \text{小数点以下4桁で切り捨て}$$
- ③測定の際には、ボアに1/10mmまでの許容誤差が認められます。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを越える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われます。
- ④シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算します。
- ⑤過給機は禁止します。

(4) 一般的なアイテム

- ①材質
フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアームスピンドル、およびホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止されます。ホイールスピンドルに関しては軽合金の使用も禁止します。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可されます。
- ②フレーム
 - 1) フレームとは図（補足図）で示す通り、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリアサスペンションの取り付け部を含む構造全体を指します。
 - 2) シートを取り付けためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなしません。
- ③エキゾーストパイプ
 - 1) エキゾーストパイプの先端は、モーターサイクルの中心軸と水平かつ平行であることが望ましいです。
また、エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければなりません。
エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとはエキゾーストパイプ先端の板圧が2mm以上、その角部は0.5R以上とします。その角部は0.5R以上を満たしていても斜めにカットした状態や、いわゆる竹やり状態のものは禁止とします。板圧を確保するために複数の板の溶接構造としても構いません。
 - 2) 排気ガスは後方に排出しなければなりません。ほこりを立てたりタイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような排出方法は禁止します。
 - 3) エキゾーストパイプの後端は、リアタイヤの垂直接線より極端に後方にあってはなりません。
走行上危険、あるいは不必要な装飾であるとオフィシャルに判定されたエキゾーストパイプは修正を命じられる場合があります。
 - 4) 競技車両後方から見てサイレンサー後端部分が垂直になるようにしてください。
エキゾーストパイプ、サイレンサーについて、車検長から改善の指示があった場合には即時対応してください。

④ハンドルバー

- 1) ハンドルバーの変更は認められます。
- 2) ハンドルバーの最低幅は、最低400mmとします。
- 3) ハンドルバーの先端が露出する場合は固形物質を詰めるか、ゴムでカバーをしてください。
- 4) ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作してください。
- 5) ライダーの負傷防止の為、ハンドルを左右一杯に切ってもハンドルバーと燃料タンクの間に間隔があくよう、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けてください。
- 6) 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止します。
- 7) ハンドルバー先端部にレバーガードを装着することを強く推奨します。

⑤コントロールレバー

- 1) レバーの変更は認められます。
- 2) すべてのハンドルバー・レバー類（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部がボール状（最低直径19mm）としてください。
このボールを平たくすることも認められますが、どのような場合も端部は丸くなっていることが条件です。
（平たくした部分の厚みは最低14mmとします）
レバー端部は、レバーと一体構造に固定してください。
- 3) コントロールレバー（フットレバーおよびハンドレバー）は、それぞれ別個のピボットに設けてください。
- 4) ブレーキレバーをフットレストの軸に設ける場合、いかなる状況においても作動するようにしてください。
例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形した状況においても作動することが必要です。

⑥フットレスト

純正フットレスト又はアフターマーケット（社外品）に交換することができます。
ただし、以下の事項を守ってください。

- 1) 純正フットレストでゴムタイプのステップが削れて、心棒が露出した際にはゴム部分の交換を義務付けます。
（予選・決勝走行中であっても交換が命ぜられる場合があります）
- 2) フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みにしてください。
- 3) 折りたたみ式でないフットレストに交換する場合は、金属製フットレストの先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質で先端（プラグ）を固定してください。（最低直径16mm）

⑦ブレーキ

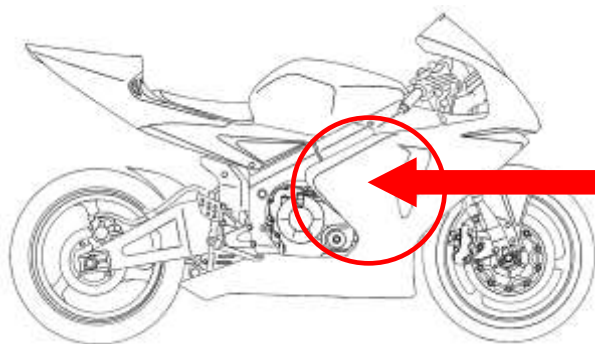
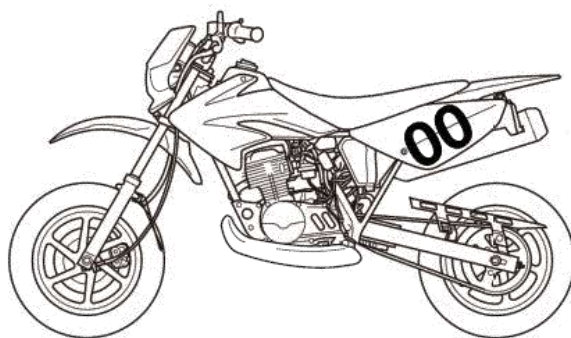
- 1) すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動するようにしてください。
- 2) 左右フロントブレーキキャリパーのフロントブレーキラインの分岐部分は、ロワーフォークブリッジ（ロワートリプルクランプ）より上に設置してください。
ただし、競技車両公認時においてロワーフォークブリッジより下にある場合は例外とします。

⑧モーターサイクルの傾斜角

- 1) モーターサイクルは、荷重がかからない状態において、タイヤ以外のいかなる部分も地面に触れることなく、垂直線から50°の角度に傾斜することができることを強く推奨します。（補足図参照）

⑨ゼッケンナンバー

- 1)ゼッケンナンバーは主催者によって、割り当てられます。
- 2)ゼッケン下地は黒色とし、ゼッケンは白色を使用してください。
- 3)ゼッケンナンバーはモーターサイクルのフロント中央または右側とリアの両サイドに装着し、オフィシャルが明白に認識できるように配置してください。
- 4)数字の最低寸法は、各文字120mm×90mmとします。3桁ゼッケンなどの場合、各数字が重なる事のないように数字を配置してください。



サイドゼッケンはリアカウルに規定のサイズのゼッケンが貼るのが困難な場合はサイドカウルに貼付しても良い。

- 5)数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とします。影つき数字などは禁止します。

Futura Heavy
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

⑩ナンバープレート

- 1) シートカウルや両サイドにゼッケン貼付スペースが無い競技車両は、ナンバープレートの装着を義務付けます。
このナンバープレートは長方形で頑丈な材質にしてください。
- 2) プレートは平面でなければならず、カバーされたり曲げたりされてはなりません。
- 3) 1枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定してください。
他の2枚はモーターサイクルの両側に外へ向かって垂直に固定してください。
- 4) プレートの大きさは最低210mm×297mmとし、角に丸みを帯びさせてください。
なお、スイングアームにナンバープレートを装着することは禁止します。
- 5) ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着し、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてはなりません。
- 6) ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができます。しかしいかなる状況においても数字自体に穴を開けてはなりません。穴の部分も規定の色に見えなくてはなりません。
- 7) 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはストリームライニングに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定しても構いません。
- 8) 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外してください。
- 9) すべてのナンバープレートの周囲には最低30mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示してはなりません。この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルはレースへの参加を禁止します。

⑪燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップ

燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップは、閉じた状態で漏れがないようにしてください。
さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないよう完全にロックしてください。

⑫エンジン

- 1) 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られます。
- 2) 以下のエンジン部品についてはアフターマーケット品を含め変更が認められます。
 - スパークプラグ・プラグコード・プラグキャップ
 - アクセルワイヤー・クラッチワイヤー・スロットルグリップ(ハイスロの使用を認めます)
 - CDIユニット・イグニッションコイル
 - ワイヤーハーネス
 - リミッター解除装置の取り付け
 - インジェクションに関する部品※上記以外の部品の変更やエンジン自体に手を加えることは認められません。
ただし一般的なメンテナンス(サービスマニュアルに基づくメンテナンス等)は除きます。

⑬吸気系

- 1) ジェット・ニードル・スロットルバルブの変更のみ認められます。
- 2) エアクリーナーエレメントは変更もしくは取り外すことができます。
- 3) 吸気制限部の加工

- キャブレターとエンジンを接続するパイプの間にあるインシュレーターは取り外しもしくはキャブレター径までの加工またはキャブレター径のアフターマーケット品に変更することができます。



エンジンとキャブレターを
接続するパイプの間にある
インシュレーター

- エアクリーナーボックス上部にある吸入口（下図）は取り外しのみができます。



エアクリーナーボックス上部
にある吸入口

⑭排気系

- 1) マフラーを交換することは認められます。
- 2) エキゾーストパイプの取り回しは自由とします。

⑮燃料系

- 1) 燃料タンク及びフューエルラインの改造・変更は禁止します。

⑯サスペンション・ブレーキ・ホイール

- 1) フロントサスペンションのオイルおよび突き出し量の変更、車高調整するためのカラーを追加することが認められます。
- 2) リアサスペンションユニット本体およびスプリングの加工・変更は認められます。
- 3) ブレーキホース・ブレーキフルード・ブレーキパッドの変更は認められます。

⑰音量規制

- 1) 音量規制値は99db/Aとします。
- 2) メーターの読み方は常に切捨てとします。(95.9db/A = 95db/A)
- 3) 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとして。ただし、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行います。
- 4) ノイズ・テストの際、ギアボックスにニュートラルがない競技車両は、スタンドに載せた状態で測定を受けてください。
- 5) 規制に適合したサイレンサーには車検にてマークが付けられる場合があります。
その際は音量測定後にサイレンサーを変更することを禁止します。
ただし同様に音量測定に合格しマークを受けたスペア・サイレンサーに関しては例外です)
- 6) ギアはニュートラルでエンジンを回転させ4000rpmに達した時点での音量を測定します。
- 7) 音量計測は各エキゾーストパイプの先端で測定します。
- 8) 規制値をオーバーしている競技車両は、再度測定を受けることができます。
- 9) レース終了後の音量測定は+3dB/Aの許容誤差が認められます。気温10℃以下の場合さらに+1dB/A、気温0℃以下の場合、+2dB/Aが認められます。
- 10) 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則に基づきます。

⑱計器・電装類

- 1) 標準装着されている計器類の追加・変更が認められます。
- 2) タコメーター装着のために、競技車両へ最低限の加工をすることが認められます。
- 3) 速度取り出しギアのための取り外しは認められます。
- 4) 動いている競技車両へ情報を伝える、または動いているバイクから情報を得ることは禁止します。ただし公式の計測装置(トランスポンダー)は除きます。
- 5) バッテリーの搭載が認められるが、最大12Vまでとします。

⑲ステーの追加・突起物の取り外し

- 1) ゼッケンプレート・メーター・シート等の取付けを目的としたステーの追加は認められます。
- 2) 突起物の取り外しは認められます。

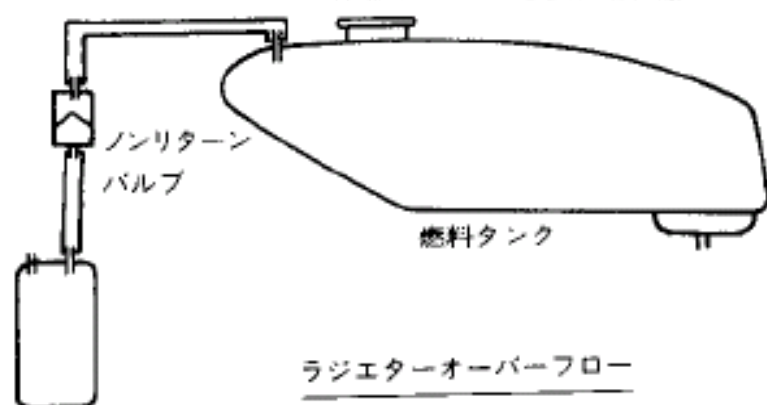
⑳サスペンションおよびスプリング(フロント・リア)

- 1) アフターマーケット品に交換が認められますが、モーターサイクル用サスペンションおよびスプリングを使用してください。

【補足図】

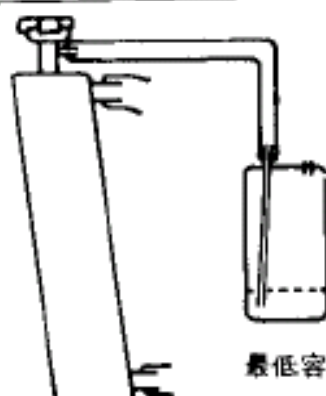
燃料タンクブリーザー

※シートサポートはボルトオンの場合はフレームとみなさない。

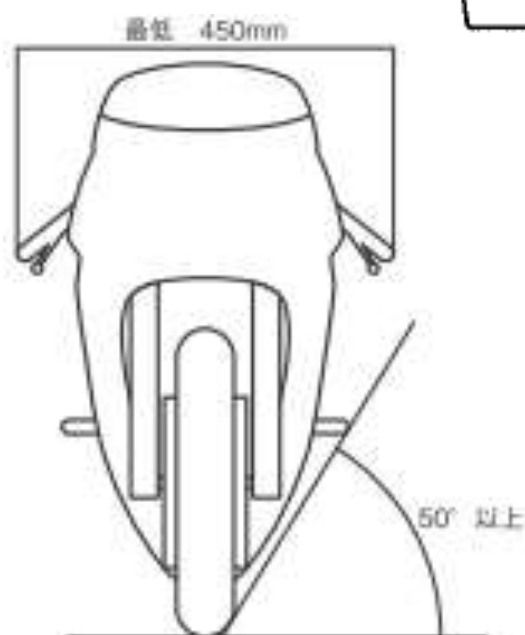


最低容量250cc

ラジエターオーバーフロー



最低容量250cc



(5) レース用装備

①タイヤ

1)ドライタイヤ

使用するタイヤはPレンジ以上の一般公道用 12 インチタイヤ、または下記の競技専用 12 インチタイヤとする。

【DUNLOP】

KR337 100/485-12 (フロント)

KR337 120/500-12 (リア)

KR337 PRO 100/485-12 (フロント)

KR337 PRO 130/490-12 (リア)

KR337 PRO 120/500-12 (リア)

2)ウェットタイヤ

【DUNLOP】

KR345 100/485-12 (フロント)

KR345 120/500-12 (リア)

KR345 130/490-12 (リア)

3)使用本数制限

予選 … 制限無 決勝 … 1 セット

予選	決勝	予選決勝ウェットタイヤ
制限無	1 セット	制限無し

※決勝レース用タイヤについて

決勝レース用ドライタイヤは、マーキングが施された 1 セット（フロント 1 本リア 1 本）とします。ウェットタイヤの使用セット数の制限は行いません。

マーキングされたドライタイヤでスタート後、ウェットタイヤに交換して再度ドライタイヤに交換する場合は、マーキングされたドライタイヤを使用しなければなりません。

4)タイヤウォーマーの使用は禁止します。

5)参加者は使用タイヤの両側にある「レース専用タイヤ」を示す刻印部分を白色でペイントしてください。

6)タイヤへの追加工等はいかなる場合も禁止します。

7)ローテーション方向をメーカー指定方向のみとします。

②エンジン始動装置

セルフスターター/キックスターターが装備されていて正常に作動するようにしてください。

③スタンドブラケット・ジャッキ

1)フロントスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム・エンジンプロックにボルト留めをしてください。

2)リアスタンドのブラケットは、リアフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工

またはボルト留めが認められます。ただし、必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合があります。

3)ブラケットとフェアリング間のクリアランスは 5mm 以上確保してください。

4)外部/内蔵を問わず、電動およびエアジャッキの使用を禁止する。灯火類（照明）

①灯火類の装着を任意とします。

②灯火類を装着する場合は、ガラス製のフロントライトレンズまたはレンズカバー
および全ての材質のリアライトは飛散防止用クリアフィルムで全面を覆ってください。

5)その他禁止事項

①フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアームスピンドル及びホイールスピンドル
構造にチタニウムを使用することは禁止します。

②ホイールスピンドルに関しては軽合金の使用も禁止します。

③フロントフォークインナーチューブへのチタンコーティング加工は認められます。

2.各競技車両規定

競技車両共通規定を満たした上で、下記の競技車両ごとの規定を満たしてください。

(1).HRC GROM Cup 4 クラス / HRC GROM Cup 5 クラス 車両規定

2022 HRC GROM Cup 車両規定に準じます。

【HRC GROM Cup 技術規則 URL】

<https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/>

ただし、タイヤ規定に関しては本書 第 20 章 競技車両規則 (5)レース用装備 ①タイヤ(P.53)に準じます。

※タイヤウォーマーの使用は認めません。

(2)APE100&XR100 Motard クラス

①XR100 のタンデムステップはフレームにステーが溶接されているため、ステップのみを取り外すと

ステーが突起物として残ってしまうので、ステーを切断するか、ステーが露出しないように柔軟な物で覆ってください。

②APE100 の車両でエアクリーナーボックスのサイドカバーが干渉する場合は、カバーのみ取り外しを認めます。

また、同様にナンバープレートブラケットの取り外しを認めます。

③APE100 はリアサスペンションを XR100Motard もしくは APE タイプ D の純正リアサスペンションユニットに
変更することができます。

④APE100 は XR100Motard もしくは APE タイプ D のブレーキキャリパー、純正ホイール、
純正ブレーキ、フロントフォーク・スイングアーム/リンゲージを使用することができます。

⑤APE100 は、XR100Motard の純正フロントバイザーに変更することができます。

この場合、フロントゼッケンのナンバープレートサイズは免除されます。

⑥APE100 のサイドゼッケンは、プレートのみ装着することができます。

⑦APE100 のバッテリーを取り外すことができます。



(3)KSR クラス

- ①KSR110 はアフターマーケット品のマニュアルクラッチに変更することができます。
- ②エアクリーナーボックス内の隔壁は切除して構いません。それ以外のエアクリーナーボックスの加工は禁止します。
- ③ホイールの交換を認めます。ただし、純正と同じサイズのアلمホイールに限ります。
装着使用に関して付属部品の一切加工は禁止します。

(4)HOPPER クラス

- ①HOPPER125SE のホイールを使用することができます。
- ②HOPPER125 は才谷屋製 HOPPER 用フロントゼッケンカウルへの変更が認められます。

(5)ST-GROM クラス

- ①インジェクションをキャブレターに交換することは禁止とします。
- ②フロントフェンダーは、タイヤとの干渉を避ける目的として最低限の加工・追加物を認めます。
- ③HRC GROM Cup 用のカウルに交換することを認めます。
- ④エアクリーナーBOX 内の吸気ダクトは、切断等の加工無しで取り外せる部分の取り外しのみ認めます。

(6)Z125-ST クラス

- ①フロントフェンダーは、タイヤとの干渉を避ける目的として最低限の加工・追加物を認めます。

2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）について

ホンダモビリティランド株式会社 鈴鹿サーキットでは、モータースポーツの安全性向上の為に、毎年設備改修を行い、事故の発生そのものを防ぐとともに、参加者皆様への啓蒙活動として走行前ミーティングやウォームアップ走行等を取り入れ安全向上に力を注いでおります。

さらに、転倒発生時におけるライダーの負傷を少しでも軽減させる安全対策として、2010 年からロードレース安全装備品の推奨装備として「エアバッグ式プロテクション」を認定し、2021 年よりエアバッグ式プロテクションを装着したレース参加者には、スポーツ走行金券 2,000 円分を贈呈いたします。

エアバッグの普及によって、より安全にロードレースがお楽しみいただける環境を構築できるものと考えております。

運用方法につきましては以下の通りになります。

■対象エアバッグ式プロテクション

無限電光、Greedy、クシタニ、RSタイチ、HYDO、SKY、スズキビジネス、キジマ、ゴールドウィン、SPIDI、PRIDEONE、各社で製作され頸部を保護するものとします。

割引サービス対象商品に関しては以下 URL、「2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）」について.pdf」からご確認ください。割引サービス対象商品リストに掲載のない商品の使用に関しましては、お問合せください。

<http://app.mobilityland.co.jp/ms->

■割引適用方法

- ① エントリーの際にフォームにメーカー、商品名を記載してください。
- ② 選手受付時にメーカー、商品名が記載された車両仕様書を提出してください。
- ③ ②を照合の上、スポーツ走行金券をお渡しいたします。
- ④ 公式車検にて車両仕様書とエアバッグ式プロテクション本体を持参してください。
- ⑤ 公式予選前、コースインチェックまたはスタート前チェックの際にオフィシャルが確認をいたします。
- ⑥ 決勝レースのグリッド上にて着用しているかオフィシャルが確認をいたします。

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ
～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1.事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いします。利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。
負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。
ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2.ご請求書類は

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社
(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。
負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3.ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。
入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致します。
ので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て
返信用封筒にてご送付ください。



4.保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常 10 日ほどでご指定いただいた
口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405 営業時間 : 9 時～17 時

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社

TEL : 059-353-6557 FAX : 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『モビリティリゾートもてぎ』での事故

損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課

TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738 (営業時間平日9:00~17:00)

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)

MEMO